

# 令和6年度教育委員会会議（定例会）会議録

【日時】 令和6年8月20日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 18時10分

【場所】 川崎市役所本庁舎2階 203・204会議室

## 【出席委員】

教育長 小田嶋 満

教育長職務代理者 田中 雅文

委員 野村 浩子

委員 芳川 玲子

委員 森川 多供子

委員 西井 孝明

## 【出席職員】

教育次長 池之上 健一

総務部長 佐藤 佳哉

教育政策室長 岩上 淳

教育環境整備推進室長 吉永 太

職員部長 北川 友明

学校教育部長 小澤 毅夫

生涯学習部長 大島 直樹

健康給食推進室長 日笠 健二

総合教育センター所長 大野 恵美

庶務課長 細見 勝典

庶務課担当課長 伊藤 卓巳

教育政策室担当課長 豎月 基

指導課担当課長 北島 正

指導課指導主事 武田 弦

指導課指導主事 塚野 剛史

指導課長 新田 憲

指導課担当係長 新津 尚之

カリキュラムセンター室長 宮嶋 俊哲

カリキュラムセンター担当課長 鶴木 朋和

カリキュラムセンター指導主事 野呂 公人

カリキュラムセンター指導主事 松浦 信明

カリキュラムセンター指導主事 堀江 賢司

カリキュラムセンター指導主事 長澤 秀行

教育政策室担当係長 後藤 詩伸

教育政策室職員 平 啓佑

教育政策室職員 古野間 夏樹

教職員人事課長 武田 充功

教職員人事課課長補佐 廣瀬 徳政

庶務課経理係長 豊本 欽規

健康給食推進室担当課長 岩丸 和則

健康給食推進室担当係長 青山 博子

生涯学習推進課長 山口 弘

生涯学習推進課担当係長 仲田 浩

生涯学習推進課担当課長 米井 克子

生涯学習推進課課長補佐 野崎 智一

生涯学習推進課担当係長 紺野 敦

教育環境整備推進室担当課長 木上 浩

指導課担当課長 北村 美幸

健康給食推進室担当課長 片山 美緒

教育政策室担当課長 大島 健之

教育政策室課長補佐 河野 正伸

教職員企画課担当課長 田中 誠志

健康教育課担当課長 末木 琢郎

健康給食推進室担当課長 半田 剛彦

健康給食推進室課長補佐 越野 真澄

健康給食推進室担当係長 阿部 勇太

庶務課課長補佐 桐生 真由美

庶務課職員 曾根 一真

地域教育推進課長 二瓶 裕児  
地域教育推進課担当係長 永田 光太郎  
地域教育推進課担当係長 江上 弘史  
教育環境整備推進室課長補佐 山崎 実  
支援教育課長 森 真二

支援教育課担当課長 伊藤 琢也  
教職員人事課担当課長 本波 直人  
生涯学習推進課担当課長 柿森 篤実  
生涯学習推進課主任 佐藤 和紀

庶務課課長補佐 高木 直子  
庶務課職員 長谷川 俊太

## 【署名人】

委員 野村 浩子

委員 芳川 玲子

(14時00分 開会)

## 1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただ今から、教育委員会定例会を開会いたします。

## 2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時から17時までといたします。

## 3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

6月の定例会の会議録を、事前に配布し、御確認いただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

## 4 傍聴（傍聴者 5名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、異議なしとして傍聴を許可いたします。

また、報道機関より撮影などの申出がございますが、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第4条た

だし書の規定により、ただ今から陳情審議に入るまでの間に限り、撮影などの許可をしてもよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報道機関に限り、ただ今から陳情審議に入るまでの間、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第4条ただし書の規定により、撮影などの許可をいたします。

## 5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 3から報告事項No. 12まで及び議案第18号は、期日を指定して公表する必要がある案件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第4号に該当するため、報告事項No. 13及び報告事項No. 14は、人事、懲罰等、職員の身分取扱いに関する報告であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第1号に該当するため、これらの案件を非公開とすることに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、これらの案件は非公開とすることに決定いたしました。

なお、報告事項No. 3から報告事項No. 12まで及び議案第18号は、期日後は公表しても支障がないため、会議録には掲載することといたします。

## 6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

野村委員と芳川委員をお願いいたします。

【小田嶋教育長】

報道機関の皆様方におかれましては、撮影はここまでとさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

## 7 陳情審議

### 陳情第2号 市立中学校標準服・基準服に関連する川崎市立川崎高等学校附属中学校合格発表前倒しの陳情について

#### 【小田嶋教育長】

それではまず、はじめに、陳情審議に入ります。

陳情第2号「市立中学校標準服・基準服に関連する川崎市立川崎高等学校附属中学校合格発表前倒しの陳情について」、審議いたします。

事務局からの説明を、指導課担当課長、お願いいたします。

#### 【北島指導課担当課長】

それでは、陳情第2号の「市立中学校標準服・基準服に関連する川崎市立川崎高等学校附属中学校合格発表前倒しの陳情について」、御説明させていただきます。ファイルナンバー01-2、陳情第2号資料をお開きください。

1 ページの項番1を御覧ください。

これは、県内の主な私立中学校及び市立川崎高等学校附属中学校の入学者の決定に関する日程を表にしたものでございます。下段にある「川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の決定に関する日程」を御覧ください。

市立川崎高等学校附属中学校の入学者の決定に関する日程は、県内の主な私立中学校の入学試験との重複を避けるとともに、小学校の学習進度への影響を考え、適性検査日は毎年2月3日と定めております。この日程は、令和7年2月実施予定のものを示しておりますが、陳情者は、令和6年4月の入学者の場合、地域にある中学校の制服の申込は、附属中学校の繰上げ合格入学手続を待って行われていたことから、令和7年4月に附属中学校に入学する者の決定については、繰上げ合格入学手続を含めて、2月10日以前に行うことを要望しております。

2 ページをお開きいただき、項番の2を御覧ください。

川崎区内の中学校4校の制服を取扱う学生服販売店に聞き取りを行ったところ、(1) 申込受付時に附属中学校の受検の有無を確認することで対応が可能であること、(2) 制服の申込締切日までに、地域の中学校の採寸等を済ませて仮申込を行い、附属中学校の合否決定後、本申込またはキャンセルの連絡をいただくことで対応が可能であること、(3) 制服の申込締切日から1週間程度はキャンセルの対応が可能であること、(4) 標準的な体型の制服に関しては、制服メーカーに在庫があるため、裾や袖を修正することにより対応が可能であることが分かりました。

次に、3 ページをお開きいただき、項番の3を御覧ください。

下段の表は、陳情者が要望する、繰上げ合格入学手続を2月10日以前とした場合に考えられる入学者の決定に関する日程を示したものでございます。適性検査の採点には2日間かかるため、繰上げ合格入学手続を前倒しするためには、採点の翌日以降の業務に係る日数を短縮する必要があり、そのためには、本来、授業を行う教員を動員して担当してもらわなければならない、学校を臨時休業日にする必要が出てまいります。附属中学校は、高等学校の入学者選抜期間も休業日となりますので、下段の表に示すとおり、2月3日から7日までの5日間、2月14日、2月17日から19日までの4日間、合わせて9日間が臨時休業日となり、他の中学校と比べて授業日数が少なくなります。

また、短期間で入学手続を行うことになると、教員への負担と事務ミスを招くおそれがあり、事務ミスが起きた場合は受検者に迷惑をかけることとなります。一連の業務は、受検者の将来を左右する重要なものであり、厳正で適切な業務の遂行のためには、現状の日程を維持する必要があると考えております。

次に、4ページをお開きいただき、項番の4を御覧ください。

本陳情に対する本市の考え方でございますが、制服取扱店の状況を調べた結果、仮申込を行い、附属中学校の合否決定後に本申込またはキャンセルを選択可能としている制服取扱店は複数あることから、入学式までに新入生に制服が届かないという事態は回避できると考えております。

なお、附属中学校の受検者及び保護者に対しては、附属中学校を受検していることを制服取扱店に伝えることや、地域の中学校の制服の採寸等を済ませて仮申込を行うことを、志願者説明会等で周知してまいります。

以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

野村委員、お願いします。

#### 【野村委員】

制服取扱店の調査をしていただいて、大変ありがとうございました。

私も、この陳情を拝読していますと、本当に大変な思いをなさっているんだろうなというのが伝わってきて気になっておりましたので少し調べてみたんですけど、やはりこの制服が間に合うか間に合わないかというのは全国的に今ある問題だということが分かりまして、その中で、例えばなんですけども、東京都の教育委員会は、都立高校などに、もし制服が間に合わなかった場合は、入学式は私服でいいよとか、それから卒業生、それから先輩の制服を借りられるように学校側でシステムなどをつくってこないかというような通知を出しているというのが新聞記事にあったんですね。例えばなんですけど、そういうようなフォローの策が今あったりしますか。

#### 【北島指導課担当課長】

中学校のほうにもそのような問合せがあったということで、この2番のところでも、表の備考欄にも少し相談があったというふうに書かせていただいておりますが、中学校側に確認をしたところ、制服の予備があるということで、全ての体の、特に大きなお子さんですとかそういったところまではなかなか難しいですがという回答は得ているんですが、予備の制服はありますという回答で承っております。

#### 【野村委員】

分かりました。それを保険にしてですね、やはり日にちをずらすというのは、この示していただいた表のとおり、かなり負担感があるなと思いますので、取扱店の皆さんには大変申し訳ないんですけども、今回は先に手続をしてキャンセルまた本申込みという方法でもって御対応をいただけるように、これは保護者の方への周知ももちろんなんですけど、改めてこの取扱店の皆さんにもこういった事情があるということをその都度お願いに伺うのがいいのかなというふうに

思います。そして、その保険として先輩方の制服を借りられるようなものもあるということを用意した上で、いま一度この取扱店の皆様に対して、今回この陳情いただいた日にちをずらすということに関しては、私は、申し訳ないんですけども、不採択でいいのではないかなというふうに思っています。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

御質問と、陳情の取扱いについても不採択でいいのではないかという御意見をいただきました。ほかにはいかがでしょうか。

西井委員、どうぞ。

**【西井委員】**

ありがとうございます。

100%、先ほどの野村委員の御意見に賛成いたします。やはりこれだけきちっと調べていただいたことを丁寧に販売店の方々や、そして保護者の皆さんにお伝えするというのが大事だと思うんですね。やっぱり提案していて、受検の途中で結果がまだ出ないのに販売店さんにそれを気持ちとして伝えるというのは、ちょっと親御さんは抵抗があると思うんですよ、落ちちやうかもしれないというのがあるんで。だから、そこはちゃんと皆さんに平たくお話いただくというのがすごく大事だというふうに思います。

ありがとうございました。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

では、今、取扱いについて野村委員から不採択でよろしいのではないかという御意見がありましたけど、特にほかの皆さんから反対意見等はございますか。よろしいですかね。

では、私のほうで少しまとめたいと思います。

まず、1つ目として、日程についてですが、県内の中等教育学校ですとか私立中学校等の入試日程を考えると、川崎高等学校附属中学校のこの適性検査日を前倒しにすることは難しい状況であること、また、適性検査日の変更なしに合格発表日を2月10日以前にするには、週休日にも入学手続日を設ける必要があって教員の負担となること、そういった説明がありました。

あと、2つ目として生徒への負担ということで、合格発表等を短い期間で行うためには人手が必要なことから臨時休業とするほかなく、在籍する生徒の授業日数の確保が困難であるということがございました。

3つ目として、いくつかの制服取扱店に対応状況を確認したところ、仮申込みという形で受け付けて、附属中の最終的な合否決定後に本申込みの手続等を行うことによって、対応は可能であると、以上のことが事務局からの説明で確認できたと思います。

以上のことから考えますと、合格発表を前倒しするために手続期間を短くすることによって、事務手続のミスが発生したり、また、教員や在籍する生徒等の負担となるおそれがある一方で、例年どおりの日程であっても、4月からの入学予定の学校の制服の入手は可能であることから、

本陳情の取扱いといたしましては、不採択としたいと考えます。

不採択とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

**【各委員】**

<挙手>

**【小田嶋教育長】**

全員挙手です。よって、本陳情は、不採択とすることに決定いたしました。

## 8 請願審議

### 請願第1号 中学校教科書採択についての請願について

**【小田嶋教育長】**

続きまして、請願審議に入ります。

請願第1号「中学校教科書採択についての請願について」、審議いたします。

まず、請願者の方が陳述を希望されていますので、ここでお願いしたいと思います。

**【請願者】**

本日、請願者として、「川崎正論の会」会長の佐藤健二でございます。このような貴重な時間をいただいたことに感謝申し上げます。

請願に関しては、皆様、お手本に資料がおりだと思っておりますので大体了解されていると思えますけれども、一応、請願の趣旨を改めて確認するために、そこだけをちょっと読ませていただきたいと思います。

(1) 中学校歴史・公民教科書の採択に当たっては、教育基本法改正の趣旨及び学習指導要領の目標・内容を観点として最もふさわしい教科書を採択してください。

(2) 中学校歴史・公民教科書の採択に当たっては、以下の記述内容に留意して採択してください。①1937年のいわゆる「南京事件」に関する記述について、②「慰安婦」に関する記述について、③「LGBT」に関する記述についてと、これが基本的な請願趣旨でございます。

この(1)のほうは、採択に関する基本認識ということでありまして、ある意味では当たり前だろうと言われるかもしれませんが、改めてこちらのほうで請願趣旨の中に入れていただいたというのは、この教育基本法改正の趣旨、改正とありますけれども、御存じのように、新しい教育基本法で新たに「豊かな情操と道徳心を培う」、これは請願理由の(1)のところに書いてありますけれども、「伝統と文化の尊重」とか「我が国の郷土を愛する態度の育成」というそういう点が改正された教育基本法のほうにうたってありますので、そういうことをきちっと踏まえた教科書を採択していただきたいということと、それからもう一点、これも当たり前のことなんですけれども、学習指導要領の目標・内容を観点として最もふさわしい教科書と。なぜ改めてこういうことを言っているかということ、必ずしもこの学習指導要領の目標に沿った内容ではなくて、というか、むしろ非常に忠実に沿っている教科書が外されたりとか、その目標から外れているような内容が入っているような教科書が採択されたりとか、この辺のところは必ずしも公正に

評価されていないのではないかというような思いもございますので、その辺のところを正しく判断していただきたいという、そういう思いでここにを入れてあります。

これが基本的な認識なんですけれども、さらに、これも教育委員の皆さんはよく御存じだと思いますけれども、傍聴の方もいらっしゃいますので、改めてここでちょっと確認をさせていただきたいのが、文科省のほうから「教科書採択の留意事項について」ということが出ております。これは非常に珍しく「教育委員会の委員の皆様へ」とうたって出された文書でありまして、「教科書採択の留意事項について」という表題の下に出されているものになります。その中で、これは全文を読むと時間がかかりますので、必要なところをピックアップして紹介させていただきますけれども、「特に義務教育諸学校において使用される教科書は、基本的に4年間同一のものを採択する必要があり、その採択は特に重要とも言えます。」ということで、4年間使う教科書であるがゆえに慎重に採択してもらいたいということでもあります。

そして、「採択権限」というタイトルの下に、「調査員からの報告等を鵜呑みにしたり、教職員の投票によって採択教科書が決定されたりするなど、教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続は適当ではありません。」ということ、殊さらですね、文科省のこの初等中等教育局ですか、教科書から出ているということは、つまりこの辺のところ不明確なところがあるのではないかという危惧があるからこそ、この教育委員会のほうで委員の皆さんが責任を持ってきちっとした採択手続でもってやってもらいたいという、そういうことではないかなと思います。

それから、「調査・研究」という表題の下に、「教科書の調査研究は、装丁や見映えを重視するのではなく、教育基本法や学校教育法、学習指導要領で示す目標を十分に踏まえているかなど、内容を考慮した十分なものであることが必要です。」ということ、これも改めてこういうことが指摘されているわけでありまして。つまり、教育基本法、学校教育法、それから学習指導要領、こういったものをきちっと踏まえているかどうか、これを十分に考えて判断していただきたいということでもあります。この辺はもうもちろん教育委員の皆様はよく御存じのことだと思いますけれども、改めて文科省のほうからこういうようなお達しが来ているということ。

それからもう一点、この「教科書内容の十分な調査研究を行うため、教科書見本が送付され次第速やかに調査研究に着手するなど、十分な調査研究期間を確保することや、採択地区間で合同の調査研究を行うなど、調査研究体制の充実を図ることが重要です。」と。これは、教育委員の皆さんに対しては、とても負担を強いるような内容ではないかなと思います。私も三十数年間、教育の現場におりましたので教科書採択の在り方などについては知っておりますけれども、やはりなかなか全ての教科書に目を通すのが大変なので、従来は教員の中の調査員や何かに任せてしまうという、そういうようなことが多かったんですけれども、この文科省からの御指示というのは、教科書見本が送付され次第、速やかに調査研究に着手する、十分な調査研究期間、時間をしっかり取ってそれで調査してもらいたいということが、これも改めて要望されているわけでございます。ですから、ぜひこの辺のところを踏まえて採択をお願いしたいと。

それから、もう一つ、「公正確保」というタイトルの下で、「教科書の採択は公正に行われる必要があります、仮に教科書発行者による過大な宣伝行為があったとしても、その影響を排し、適正に教科書の採択を行うことが重要です。」ということ。つまりこれは、宣伝行為があったという。これは新聞沙汰にもなったことがありますけれども、ある代表的な出版社が過剰接待をしたとかいろいろありましたけれども、そういうようなことがあったとしても、教育委員の皆さんはそういうことに左右されることなく、適正な公正な判断をしていただきたいということでもあります。

それから、「教科書の採択が外部からの不当な働きかけに影響されることのないよう、静ひつな採択環境を確保することが重要です。」ということが指摘されております。

また、最後に、「開かれた採択」ということで、「教科書の採択を行った後は、採択結果・理由など、採択に関する情報を積極的に公表することが重要です。」というふうに書かれております。

この教科書採択の留意事項についての御紹介は、以上ですけれども、そういうことを、これも本当に繰り返して恐縮ですけれども、委員の皆さんは既に十分御存じだったと思いますけれども、傍聴の方には文科省からこういうようなお達しといいますか、文書が出ているということをお存じない方もいらっしゃるのではないかと思いますので、ちょっと紹介をさせていただきました。

そして、この請願は、私どものこの請願理由の中に書いておりました、つまりどういう教科書が必要かという、やはりその教科書、私どもはここでは歴史と公民を取り上げたわけですけれども、教科書を学習することによって、日本人としての誇りを持てるようなそういうようなことも育成してもらいたい、そういう教科書であってほしいというふうに思っております。この請願理由の中では、「日本国民を育成するという我が国の教育の目的を達成する」という言葉が入っておりますけれども、まさに国民教育ということでありまして、この視点は大げさに言うと戦後教育の中ではやや軽んじられてきたんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、その国民教育の視点というものが必要であると。先ほど言いましたように、日本人であることに誇りを感じるような、そういう教科書であってほしいというふうに思っております。

もう1つ、(2)のほう、これは言わば各論でありまして、近年みんな社会問題化しているものを取り上げました。1つがいわゆる「南京事件」、それから2番目がいわゆる「慰安婦」の問題、それから「LGBT」、①②の南京事件や慰安婦、これはどちらかというと歴史教科書に関するものであろうと思います。LGBTは公民に関するものだと思います。

細かいことはこの中に書いてありますからお目通しいただければいいと思うんですけれども…。

#### 【小田嶋教育長】

10分経過していますので、まとめていただけますか。

#### 【請願者】

南京事件や慰安婦、これはもうほとんどある意味では決着のついている問題でありますので、その辺のところをよくお考えいただいて、正しい教科書、公正な教科書をお願いしたいということ。

それから、LGBTというのは、これは法案化されたわけですけれども、法案化に伴って学校教育の中にも入ってくるおそれがあるわけです。しかし、レズだとかゲイだとかこういうのは、私の教師経験からすると中学生ぐらいの男の子なんかは非常にやんちゃな子がいますから、特に女性教員に対して「先生、レズって何なの、教えてよ」とか突っ込みを入れてくると非常に教えづらい、これは。どうやって教えたらいいかというぐらいにこのテーマは非常に慎重を要するものでありますから、こういったものを各教科書会社がどういうふうに使っているか、私は全部比較したわけじゃないんですけれども、この辺の観点をしっかり御覧になって、よりよい教科書の採択に尽力していただければと思います。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございました。

以上で陳述を終了いたします。

陳述につきましては、本請願の審議に際しての参考にさせていただきたいと思っております。

では、次に、事務局からの説明を、指導課長、お願いいたします。

**【新田指導課長】**

それでは、ファイルナンバー02-2、請願第1号資料1を御覧ください。

令和6年度請願第1号について、御説明いたします。

はじめに、「1 請願要旨について」でございますが、「(1) 中学校歴史・公民教科書の採択にあたっては、教育基本法改正の趣旨及び学習指導要領の目標・内容を観点として最もふさわしい教科書を採択してください。」でございます。

次に、「(2) 中学校歴史・公民教科書の採択にあたっては、以下の記述内容に留意して採択してください。」「①1937年のいわゆる「南京事件」に関する記述について」、「②「慰安婦」に関する記述について」、「③「LGBT」に関する記述について」でございます。

次に、「2 本市の考え方」を御覧ください。併せて、ファイルナンバー02-3、請願第1号資料2の1ページを御覧ください。

中学校で使用する教科用図書は、学校教育法の規定において、「文部科学大臣の検定を経た教科書用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。」とされており、教科用図書の採択については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」等に基づき、教育委員会がその責任と権限の下、公正かつ適正に採択を行うものとされております。

令和7年度に中学校で使用する教科用図書の採択にあたっては、本市学校教育の充実に最も適した教科用図書を採択するとともに、その手続の公正かつ適正を期すため「令和7年度川崎市教科用図書採択方針」を定めております。

お手数ですが、ファイルナンバー02-3、請願第1号資料2については、4ページを併せて御覧ください。また、併せてファイルナンバー02-4、請願第1号資料3については、3ページを御覧ください。

採択方針においては、教科用図書の審議を行うため、川崎市附属機関設置条例に基づき、川崎市教科用図書選定審議会に対して教育委員会から諮問し、審議結果を教育委員会へ答申することとしております。

お手数ですが、ファイルナンバー02-3、請願第1号資料2については、7ページを併せて御覧ください。

「教科書の発行に関する臨時措置法」に基づき、市内8会場で開催した教科用図書展示会においてアンケートを実施しております。本市の考え方といたしましては、教科書採択は、選定審議会の答申、教科用図書展示会でのアンケート結果など、様々な方の意見を踏まえ、教育委員会が決定するものとなります。この請願もまた1つの意見として参考とさせていただきますが、最終的には教育委員会で決定されるものであると考えています。

請願第1号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

まず、御質問等はいかがでしょう。  
田中委員、お願いします。

**【田中教育長職務代理者】**

質問の一つさせていただきます。請願の中で、教育基本法の改正の趣旨に最もふさわしい教科書を採択してほしいという内容のものがあると思いますが、そういう中で主な改正例として3点例示されています。実際には改正のポイントはほかにもいろいろあると思うんですが、その辺りはいかがでしょう。

**【小田嶋教育長】**

お願いいたします。

**【新田指導課長】**

文部科学省の資料では、人格の完成や個人の尊厳など、これまでの教育基本法の普遍的な理念を大切にしながら、時代の変化とともに大切となっている事柄を明確にしています。そして、ポイントが示されておりまして、教育の目的、こちらが第1条に記載されておりまして、そちらには、「人格の完成、国家・社会の形成者として、心身ともに健康な国民の育成」などが記載されております。

また、教育の目標として第2条に定義されておりまして、「豊かな情操と道徳心」、「自立の精神」、「職業と生活との関連の重視」、「公共の精神」、「生命や自然の尊重」、「伝統と文化の尊重」、「それらを育ててきた我が国と郷土を愛する」などが示されているところでございます。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。  
田中委員、よろしいですか。  
ほかにはいかがでしょう。  
芳川委員。

**【芳川委員】**

御説明、ありがとうございます。

私は、LGBT理解増進法について御質問させていただきたいんですが、文科省の「発達段階を踏まえた慎重な配慮と教育の中立性の確保に関する通知」のことを掲げているんですけども、その内容を出された日付など、もし御存じでしたら教えていただきたいんですが。

**【新田指導課長】**

「発達段階を踏まえた慎重な配慮と教育の中立性の確保を求めることを趣旨とする通知」は、こちら出されておらず、令和5年6月23日付け「性的指向及びジェンダーアイデンティ

ティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の公布について」の別添資料の1つとして、教職員向けパンフレット、こういうものが文科省から出されておるんですが、「性同一障害や性的指向、性自認に係る児童・生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」という、こちらのパンフレットの中で、Q&Aの1つとして示されているものでございまして、LGBT法の公布の通知の文書の趣旨ではなく、また、令和5年7月20日付け産経新聞、こちらに記事が載っていたんですけども、これに対して文科省が「事実と異なる誤解を招くもの」として抗議した申し入れが文科省のホームページのほうにも示されているところでございます。

以上でございます。

**【芳川委員】**

ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

今の資料は、作成された日にちというのはわかりますか。

**【新田指導課長】**

平成28年でございます。

**【小田嶋教育長】**

平成28年の資料がその令和5年の数値の中の別添資料としてついてきて、その中のQ&Aの1つにそういった記述があるということです。

よろしいでしょうか。

**【芳川委員】**

ありがとうございました。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですかね。

私のほうでも少しお話しさせていただきたいと思うんですけど、「最もふさわしい教科書」という言葉の捉え方についてです。我々教育委員会としては、川崎の子どもたちに最もふさわしいという、その観点を共有していると思います。それは、今までの採択での議論ですとか、また、いろいろ請願審査等もやってきましたけど、その中でも言及していて、それは例えば歴史の教科書で言えば「歴史的事象を多面的・多角的に捉え、自分で考えることができる」、そういうことすとか、また「歴史的事象、社会的事象の記述の取上げ方が偏ることなくバランスよく配置されていて、多様な考え方を引き出すことができる」とかそういうことで、川崎が目指す教育に最もふさわしい、その捉え方については、我々みんなで共通認識ができていかなと思います。

しかしながら、今の請願者のおっしゃるような、またいろいろな要望書を出される方もいらっしゃるんですが、さらに教科書展示会でのアンケート等もお読みになっていると思いますけど、それぞれの「最もふさわしい」の捉え方というのが、人それぞれ違いがあって、歴史観、歴史認

識、また政治的な立ち位置などによって、大分差異があるということも現実かなというふうに思います。

この請願につきましても、またその他の要望書ですとか、アンケートにも多数意見などもあるわけなんですけど、やはり具体的な特定の教科書を対象として、それぞれの立場や考え方からの御意見を出されていることが多いと思います。我々としましては、こういったいろいろな立場からの様々な御意見や要望等については、しっかりと耳を傾けて、きちんと受け止めております。

今、事務局から本市としての考え方にもあったように、それはあくまでも我々の責任と権限での教科書採択の参考にするものの1つとして今まで扱ってきた、そのことについては皆さんで共有できているのかなと思います。そういったことも踏まえて、この請願の取扱いについて御意見を伺えればと思いますので、いかがでしょうか。

田中委員、お願いします。

#### 【田中教育長職務代理者】

ありがとうございます。

教科書の採択というのはかなり丁寧に、いろいろな手続を経てきているわけですね。まず、この教科用図書選定審議会、各学校の校内調査研究会、それから各教科の教員で構成される教科ごとの調査研究会の報告を参考に審議して取りまとめた答申があります。それを提出いただいております。また、教科書展示会でのアンケートとか、それから教育委員会宛てにいただいている要望とか申入れなどについても、全て目を通しております。これら全て採択の際の参考とさせていただいております。

実際の教科書採択においては、こういう答申とかアンケートなど様々な御意見を参考にしながら、教育委員会の責任と権限の下で、8月25日に予定しております教育委員会の会議で議論をした上で決定するものになっております。この本日の請願につきましても、1つの貴重な御意見として参考にさせていただきたいと思っております。ただ、採択という取扱いはできないと考えますので、今回のこれにつきましても、不採択がよいのではないかというのが私の意見です。

#### 【小田嶋教育長】

田中委員から不採択でいいのではないかという御意見をいただきました。

ほかの方はいかがでしょうか。

森川委員。

#### 【森川委員】

ありがとうございました。

昨年は、御存じのように、小学校の教科書を採択いたしました。私のはじめての経験だったんですが、全ての教科書に目を通し、現状の子どもたちの様子を踏まえて、責任を持ってこの教科書で川崎の子どもに学んでもらいたい、この教科書で先生たちに教えてもらいたいというものを選びさせていただきました。

今年は中学校の教科書採択に取りかかっております。やはり同じように全ての教科書に目を通し、川崎の子どもたち、義務教育の最後の3年間、高校へ行くか行かないかは別ですけど、旅立ちの前の大事な3年間に何を学んでもらいたいかを中心に、慎重に、責任を持って、今現在、私

の中で採択をしているところです。誰にもそのことはもちろん話しませんし、内容については漏らしません。見えないところなので御心配もあるかと思いますが、もちろん業者との接点などんでもありません。

LGBTQに配慮とありましたが、現在はそれだけでなく、様々な背景を持った子どもたちがいます。様々な背景を持った全ての子どもたち、全ての子どもたちが学力を向上し、学びが面白いと思ってもらって義務教育を終えるように、生徒たちの学びやすさを中心に選んでおります。

教育委員会としては、特定の歴史的・社会的な、例えば事象の用語などに着目するのではなく、教科用の図書として、学びやすさ、子どもたちへの配慮、学力の向上などを総合的に判断する必要があります。なので、私もこの件は不採択でよろしいかと思えます。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ただ今、田中委員と森川委員から、本請願につきましては、不採択でよいのではないかという御意見をいただきました。

以上のお二人の御意見、また先ほどの私の発言も踏まえて、少しまた私のほうでまとめたいと思いますが、事務局からも説明がありましたように、教科書の採択に当たっては、本市学校教育の充実に最も適した教科用図書を採択するとともに、その手続の公正かつ適正を期すため、毎年度、川崎市教科用図書採択方針を定めております。今回も4月の教育委員会で承認をいただきました。

来年度から使用する中学校の教科用図書につきましても、そういう形で決定しているわけですが、その方針に基づくとともに、教科用図書選定審議会からの答申、また先ほども申し上げましたが、教科用図書展示会でたくさんのアンケートをいただいて、その中にもこういう教科書がいいですとか、こういう教科書は嫌ですとか、そういった御要望等もあるんですけど、そういった市民の皆様からの御意見や御要望についても参考意見としてしっかりと耳を傾け、受け止めております。その上で、教育委員会が責任と権限の下で採択する教科用図書を今後決定していくということになります。

毎年のように、教科書採択に当たっては、請願ですとか陳情、また要望書等をいただくようなこともございますが、ある特定の事柄の取扱いですとか表現に注目して特定の教科書の適否を訴える、そういった請願や陳情を採択していくことはこの流れに反するものであると考えます。

以上のことから、本請願の取扱いにつきましては、不採択としたいと考えます。

不採択とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

#### 【各委員】

<挙手>

#### 【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本請願は、不採択とすることに決定いたしました。

## 9 報告事項 I

### 報告事項No. 1 包括報告事項

- (1) 令和6年第2回市議会定例会について
- (2) 市議会に提出された請願・陳情の審査状況について

#### 【小田嶋教育長】

続きまして、報告事項 I に入ります。

報告事項No. 1「包括報告事項」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

#### 【細見庶務課長】

それでは、報告事項No. 1につきまして、御説明申し上げます。ファイルナンバー03、報告事項No. 1のファイルをお開きください。

こちらは、令和6年第2回市議会定例会について及び市議会に提出された請願・陳情の審査状況について、包括して報告するものでございます。内容につきましては、ファイルナンバー03-1及び2の資料を適宜御確認ください。

説明につきましては、以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 1は、終了といたします。

### 報告事項No. 2 令和6年度全国学力・学習状況調査結果報告について

#### 【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 2「令和6年度全国学力・学習状況調査結果報告について」の説明を、カリキュラムセンター担当課長、お願いいたします。

#### 【鶴木カリキュラムセンター担当課長】

それでは、令和6年度全国学力・学習状況調査、川崎市の結果につきまして、御報告いたします。ファイルナンバー04-1、報告事項No. 2をお開きください。

はじめに、こちらの令和6年度全国学力・学習状況調査、川崎市児童生徒の学習・生活の状況についてを説明いたします。

3ページを御覧ください。「(4) 評価に関する調査結果の概要」を御覧ください。

「ア 教科に関する調査の平均正答数(問)と平均正答率(%)」について、小学校は国語、算数、中学校は国語、数学の、川崎市と全国の結果を一覧で示しております。

「イ 本市の傾向」ですが、いずれの数値も全国を上回っております。

4ページを御覧ください。「教科に関する調査」につきまして、一番上に見方を示しております。

次に、各評価の項目について、小学校国語を例にお伝えします。

中段を御覧ください。はじめに、「ア 調査問題の内容」、その下に、「イ 全体の傾向」を載せ

ています。

5 ページを御覧ください。「ウ 学習指導要領の内容ごとの結果の概要」を載せています。下段に、「エ 授業改善に向けて」の視点を示しています。この後の中学校国語、小学校算数、中学校数学も同じ構成です。

また、16 ページを御覧ください。16 ページからは、「学習や生活習慣に関する児童生徒質問調査」について、22 ページまでまとめています。

次に、特徴的な内容を説明いたしますので、ファイルナンバー04-2、報告事項No. 2、資料をお開きください。

1 ページを御覧ください。

教科に関する調査につきましては、(1) では、校種、教科ごとの「比較的できている点」と、「課題があると考えられる点」について示しています。

(2)、校種、教科に共通する課題として、目的に応じて必要な情報を関連付けて、自分の言葉でまとめたり、自分の考えを表現したりすることが挙げられます。

この共通する課題について、中学校国語、小学校算数を例に御説明します。

2・3 ページに中学校国語の問題を載せています。

4 ページを御覧ください。

「(イ) 出題のねらい」は、「目的に応じて必要な情報に着目して要約する」です。

(エ)、正答率は、本市は45.3%、全国42.6%となっております。

(オ)、共通する課題につきまして、「まとめて書いてはいますが、必要な情報を適切に取り上げていない」生徒が32.7%いることから、目的に応じて必要な情報を見つけることと捉えております。

5 ページを御覧ください。小学校算数です。

6 ページを御覧ください。

「(イ) 出題のねらい」は、球の直径の長さ立方体の一辺の長さの関係性を捉え、立方体の体積の求め方を式に表すことができるかどうかを見ることです。

(エ)、「正答率」は、本市は43.1%、全国35.6%となっております。

(オ)、共通する課題につきましては、球の直径と立方体の一辺の長さの関係から、立方体の体積を求めるために必要な情報を考え、既習事項と関連付けることと捉えております。

7 ページを御覧ください。

「(4) ア」、指定都市結果一覧ですが、本市は指定都市において、上位に位置しております。この傾向は、ここ数年続いております。

下段、「イ 本市の傾向の要因」といたしましては、全ての子どもたちが「分かる授業」を目指し、各学校が授業改善に取り組んだ成果であると捉えております。

8 ページを御覧ください。「学習や生活習慣に関する質問調査」について。

「(1) 学習に対する興味・関心や授業の理解度等」です。注目結果について、5ポイント以上開きがある場合は、小学校は赤矢印、中学校は青矢印で示しております。

「ア 国語」ですが、平成27年度と比較いたしますと、「国語の授業の内容はよく分かる」について、中学校では10.1ポイント高くなっております。

11 ページを御覧ください。

こちらは、算数・数学です。平成27年度と比較いたしますと、「算数・数学の勉強は将来役に

立つと思う。」について、中学校では11.0ポイント高くなっております。

12ページを御覧ください。「(2) 規範意識、自己有用感等」です。

平成27年度と比較いたしますと、「自分にはよいところがあると思う」について、中学校では15.6ポイント高くなっております。「将来の夢を持っている」は、小・中学校ともにやや下回っております。

13ページを御覧ください。「(3) ICTを活用した学習状況」です。

「5年生まで(中学校1、2年生の時)に受けた授業で、PC・タブレットなどのICTを、どの程度使用しましたか。」につきまして、下の表、ほぼ毎日と週3回以上使用していると回答した割合の合計を令和5年度と比較いたしますと、中学校では5.0ポイント高くなっており、全国と比較いたしますと、小学校では5.0ポイント、中学校は14.5ポイント上回っております。

14ページを御覧ください。「(4) 地域や社会に関わる活動の実施状況等」です。

中段の表は、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」の結果です。令和5年度と比較いたしますと、小学校では5.4ポイント、中学校では15.7ポイント高くなっており、本市の増加傾向は顕著な結果となっております。平成28年度から全市で取り組んできた「キャリア在り方生き方教育」を土台とし、市制100周年に関連した「学校e～ね★サミット」の中で、子どもたちが、自分が住む地域との関わりを自分事として捉え、主体的に学習した成果と捉えております。

今後の本調査の結果の活用につきましては、小・中・聾学校の校長先生や担当者へ本市の状況について説明します。また、はじめに御覧いただいた報告事項No. 2につきましては、9月末に総合教育センターホームページに掲載する予定です。

説明は、以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

御質問、御意見等はございますでしょうか。

西井委員。

#### 【西井委員】

御説明、ありがとうございました。

まず、新聞発表がありまして、川崎市の実態がどういうふうなのかというのを大変気にしておりましたので、この報告書をまとめていただいて、学力の点で非常に大きな進捗が見えるということ、これはやはり皆様方や、それから学校現場の先生方の努力というのが非常に数字になって表れてきていて素晴らしいなど、感謝申し上げたいというふうに思います。

それから、もう1点、地域社会活動実施状況のところについて、「キャリア在り方生き方教育」ですとか、それから「学校e～ね★サミット」の取組等が、非常に功を奏しているということだと思んですけども、自己肯定感というのに非常につながるようなことが高くなっているということについても非常に素晴らしいなというふうに思いました。

一方、ちょっと残念だったな、これは何とか考えなきゃいけないなと思ったことを1点だけ申し上げます。それは、将来の夢を持っているというポイントについては、小学生、それから中学生ともに、僅かではありますが、中学生はちょっと大きいかな、マイナス5.何%下がっていると

いうことで、これはやはりかわさき教育プランの理念「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎をつくる」という、この理念に照らしてみると、ちょっと残念な結果ということと言わざるを得ないかなと。これについても、ぜひ中身をしっかりとそしゃくした上で対策を追っていきたいなというふうに思います。よろしく願い申し上げます。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございました。  
ほかにはいかがでしょうか。  
森川委員。

**【森川委員】**

御説明、ありがとうございました。

私は、地域や社会に関わる活動の実施状況のところなんですけど、令和5年度と比較すると上がっている、高くなっていると書いてあるんですけど、思い起こすと令和5年度はコロナ明け元年で、私が会長をやっている地域でもやっと夏祭りが戻ってきたねみたいな、もう4年間ブランクがあったからどうしよう、どうしようで、もう本当に例年の60%ぐらいの成功でよしにしようみたいに進めたんですが、今年になって、今年度やっと100%になってきたねとなっているので、ここの数字が高くなっているのは当たり前といえば当たり前、その間の空白の4年間があるので地域活動がなかったんですよ。なので、やっと地域というものを子どもたちが認識したかなとちょっと思うんですね。なので、ここの数字は、これを基に地域活動をしている私としても思うんですけど、来年、再来年どんどん上げていかなければいけないと思っております。よろしく願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。  
ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。  
田中委員。

**【田中教育長職務代理者】**

どうも御説明、ありがとうございました。今の自己有用感とか規範意識とか、その辺りは私も全くほかの委員の方々と同感です。すばらしいと思いました。

二点お伺いしたいのが、ちょっと私のもう1つの細かい資料の見落としかもしれないですけども、1つは西井委員も言われた将来の夢ですね、これはちょっと減退しているのが残念なんですけれども、これの全国との比較というのがありましたでしょうか。あれば教えていただきたいと思います。それが一点です。

もう一点は、教科のほうで算数が随分、全国に比べて大きいような、国語も若干ですけど算数は特に、ということは、算数教育が川崎市の場合に特色ある子どもたちの学力を高めていくような工夫がかなりうまくいっているのかなという気がしたんですが、川崎市におけるその算数教育の特色などについて、もし今お話いただけることがあればお願いしたいと思います。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

全国との比較については、この12ページの資料のグラフの下に参考全国ということで、小学校82.4%、中学校66.3%と出ていますので、中学校が同じ、小学校がちょっと低いという結果でよろしいですよ。

では、数学についてはいかがでしょう。

**【松本カリキュラムセンター指導主事】**

川崎市の算数教育に関しましては、小学校、中学校で習熟の程度に応じたきめ細かな指導というところを取り組んでいるところです。それぞれの学校の実態に応じて、算数・数学の授業を二つのクラスに分けて少ない人数を先生たちがきめ細かく見ていく、または、子どもたちが自分の学習状況に応じてクラスを選択できるような各学校の取組を行っているところでございます。

以上です。

**【田中教育長職務代理者】**

ありがとうございました。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

野村委員。

**【野村委員】**

きめ細やかな分析と御報告、ありがとうございました。

今の算数の教育のところに関わってくると思うんですけど、資料4-2のページでいうところの6ページ、この立方体の中に球が入っていて体積を求めていくというところで、分析の中でも触れてありましたが、正答率は43.1%と高いんですが、無回答というのが13.3%というのが、ああ、無回答の子がいるんだ、と。これは結局のところ、クラスの中にすごく分かってちゃんと答えられる子もいるけれど、何て書いたらいいか分からないくらい分からないという子が混ざっているという状況なんだなというのが何となく想像できたんですね。なので、今、御説明くださったように、自分で学び方を選んで自分の習熟度に合わせて指導が受けられるような環境面に引き続きどうぞ取り組んでいただきたいと思いますので、お願いします。

それから、ほかの委員さんも皆さん言っているんですけど、いいところがあると思っているのに夢が持ちにくいというのはどういう状況なんだろうと、正直分からなかったんですよ。今の時点でこの背景みたいなものはまだ分からないですか。

**【小田嶋教育長】**

いかがでしょう。

**【鶴木カリキュラムセンター担当課長】**

さらにこれから分析をしていかなければいけないところかなと思いますが、自己肯定感につきましては、徐々に伸びてきているところではありますので、今、子どもたちが将来に向けて今の学びの意義であるとかそういったことをしっかり踏まえながら、自分が社会としっかりと関わっていくという自覚であったりとか、それから実際に地域との、今回結果もよかったんですけども、地域との関わりをさらに深めていくとかそういったことをしながら、社会に向けて目をさらに向けられるような授業の展開だとか、そういったことが今後必要になってくるなというのは改めて感じているところです。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

はい、どうぞ。

**【野村委員】**

ありがとうございます。

これは感覚的なものもあるんですけども、いいところがありながら、自分がそれを実際どんなふうにも力を発揮して社会の役に立てるのが想像できないというぼんやりした感じもあるのかなと思っていて、やはり地域の活動を通してどんな大人になりたいかという姿が、モデルケースがたくさん見られたりとか、すてきな大人に会えるような外部講師を取り入れた授業とかで大人に見守ってもらえるチャンスを持つとか、それから、一番簡単で一番身近にあることかなと思うんですけど、自分たちでルールをつくって運用していくということが、一番、自分たちで自分たちの社会を回せるという経験になるのかなと。

本当に小さな話ですけど、私が家の中で子どもたちを教育していて思うことで、言われた約束は守れるから規範意識は高いんだけど、じゃあ指示がなかったら動けるのかということになると固まってしまう人というのがいると思うんですね。そもそも校則とか決まりというものが本当に子どもたちにとって意味のあるものなのかということの見直しも含めて、少しずつ、今の制服はどう思うとか、今のこのルールは本当に要ると思うということから慣れて考えてもらって小さな社会を経験していくというようなことをしてもらおうと、特別なカリキュラムがなくても、日々の生活から自分にも小さな社会を変える力があると感じてもらえるんじゃないかなというふうに思っています。感覚的な話で申し訳ないですが、その辺りも含めて子どもたちを応援していけたらいいなと思います。よろしくお願いします。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。まさにキャリア在り方生き方教育の本当に本質的なところだと思いますので、しっかり進めていただければと思います。

ほかにはいかがでしょう。

芳川委員、先にどうぞ。

**【芳川委員】**

御報告、ありがとうございました。

すごくいい結果で、先ほど西井委員がおっしゃったように、子どもたちもよく頑張った、そし

て御家庭も頑張ったし、先生方もものすごくいい形で子どもたちについて教育をしていただいたなというふうに思います。

その中で、特に気になったところは実はICTなんですよ。これから先多分、とても大事なキーワードになると思うんですが、残念ながら小学生が触る回数が少なくなってきていて、中学校の使い方はすごく分かるようになってきていいんですが、小学校が少し離れてしまっているのは、子どもたちが離れているのか、それとも教育自体、指導の中で教師が離れているのかとか、もしそこに教員の原因があったりしたら、これから先、働き方改革を含めて考えるとすごく大事な観点だと思うので、数字があまり上がっていない理由とかがもしあったら教えていただけますか。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

今の点は我々も事前勉強会のときにやっぱりすごくはっとしたところで、それなりにやはり分析はしているかと思しますので、今の段階でのお考えをお願いしたいと思います。

**【鶴木カリキュラムセンター担当課長】**

ありがとうございます。

本市におきましては、小学校のほうが、活用が進んでいたという現状があります。中学校も活用が進んでいるところでありますが、現段階での分析としましては、小学校のほうが、活用が進む中で、より使う場面と使わない場面の精選といえますか、より効果的に使うという意識が働いてきているんじゃないかというのが1つ分析をしているところではあります。この数値が上がるということももちろんいいことではあります、その辺の見方もちょっと踏まえつつ、やはり今後この点については、様子を見ていきたいなというふうに思っています。

**【小田嶋教育長】**

どうぞ。

**【芳川委員】**

細かいデータのところで、21ページ、ICT、「小学校5年生までに受けた授業で、PC・タブレット等のICTを週3回以上使用している。」というのが、令和5年度は67.4%で、令和6年は64.5%と下がっています。確かに全国から見ると全然上がってきていると思うんですけども、ちょっとそこが心配になってしまった質問なんですけれども。

**【小田嶋教育長】**

その点については、この3月まで学校現場で校長としてこういった子どもたちのGIGA端末の活用を見てきて、指導してきましたセンターの大野所長が実感としてあるかなと思いますので、ちょっと補足をさせていただければと思います。

**【大野総合教育センター所長】**

御質問、ありがとうございます。

今、担当課長のほうからもお話があったと思いますけれども、小学校のほうはいち早くICT

のほうに取り組みまして、本当に常日頃、休み時間とかも使うように、各学校ではとにかくGIGA端末に慣れるということで教育課程を行ってきたという経緯がございます。

その中において、令和5年度、令和6年度と進むに当たりまして、今これは本当に端末を使ったほうが効果的なのか、それとも話し合いとしてはもう少し、例えば付箋で動かしながら話したほうが話しやすいとかというような形で、より授業の中で効果的に端末を使うというようなことが行われるようになってきたなというのは、私が現場にいたときに感じていたところがございます。先ほども御説明がありましたが、全てがこの結果の分析とは限らないと思いますけれども、1つの考え方としては、より効果的にICT端末を使うためにはどういうふうにしたらいいかというようなところが、少しずつ入ってきたのではないかなというふうに思っております。

以上です。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

詳しい分析はこれからさらにしていくので、重要な視点としてかなり深掘りする必要があるかなと思います。

芳川委員、いかがでしょうか。

#### 【芳川委員】

努力をされて非常に使い方を精選されたということは、今の説明を聞いてとても分かりましたが、それと触る回数とは違うのではないかなという感じがちょっとして。使い方ということの返答をいただいたんですが、実際に週3回以上使用しているこのパーセンテージが低下しているということは使っていない子たちが増えているという可能性もあるんじゃないかな、個体というよりも個人ということですからパーセンテージは回数ではないというふうに思っていますので、そうなるというばい触ったからいいということは全然ないというふうに思っているんですが、心配しているのは、ICTは嫌というふうに抵抗を示している小学生はいないんだろうかというふうにちょっと思っていて。個人的な例なんですけれども、不登校のお子さんにiPadを貸してあげようというふうな実は声があったりとかして、その普及の仕方とか使い方とかをもうちょっと幅広く展開していて、好きで使いたいというふうな工夫も、多分されていると思うんですけれども、これからさらにそこをちょっと考えていただけたらもしかしたら数字が上がるのかなというふうに思いました。

以上です。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

GIGAスクール構想のステップ0から始めて、1、2、3、昨年度からステップ3になっていて、ステップ3というのはまだまだ先が長いし奥が深いところで、これからまだまだより効果的な活用というのは、本当に大きな課題だと思いますので、今いただいたような意見や視点も踏まえて、今後の本格的な分析に生かしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

あとはよろしいでしょうか。

森川委員。

**【森川委員】**

先ほどからほかの委員の方がおっしゃっている、自分の将来の夢を持っているなどがやや下回っているというところなんですけど、コロナの間に閉ざされた環境にいたということも多分に影響していると思うんですね。自分に何ができるだろうか、これが私はすごいなというのは、家庭だけの閉ざされた中ではなかなか子どもたちは実感できず、そこには必ず第三者との触れ合いによって、「すごいね」、「これ向いているね」、「上手だね」というのがあった上で成り立つところだと思うんですね。なので、ここに関しては、もちろんコロナ禍の間も学校現場の先生方は相当努力をしてくださっていたので、ここから先は通常に戻った日々の地域とのつながりの中で多分自然に上がっていってくれるのではないかと、私のこの立場で言うのも何なんですけど、私は期待しております。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございました。

**【田中教育長職務代理者】**

先ほどの私の、今の森川委員も言いました将来の夢の件で、私の聞き方が悪かったので申し訳ありません。現在の全国との比較ではなくて、川崎市が全体的にちょっと低下傾向にあるということなんですけど、全国においてもやはり低下傾向にあるのかとか、その辺の比較を知りたかったということなんです。

というのも、全国的に見ても、今、国際情勢とか日本の国会の状況とか、ああいうのを見ていけば、夢を持ってというのが無理だと思うんですね、子どもたちに。あんなひどい大人社会をつくっておいて。そういう中で川崎市が、学校教育で学校の先生方とか、あるいは地域の中での地域教育会議も含め様々な地域の活動とか、あるいは家庭の中での家族間の関係とか、そういう中で、全国に比べて川崎市が落ちる中でも少しやっぱり地域が頑張っていて、子どもたちの夢を持てるという割合の低下の程度がやや少ないというのであれば、いいのかなという気がしたものですから、低下傾向の全国との比較、もし今お分かりになればまた後日でも結構ですが、その辺りに関心がありました。よろしくお願いします。

**【小田嶋教育長】**

では、後ほど資料提供をさせていただきます。

では、よろしいでしょうか。

**【鶴木カリキュラムセンター担当課長】**

申し訳ございません。最後に訂正をさせていただきたいと思います。資料の6ページのほうなんですけども、先ほど話題に上げていただきました小学校算数の球の直径の問題のところ、資料にあります全国36.5%の正答率。私、そこを35.6%と申し上げてしまいました。大変申し訳ございませんでした。おわびして、訂正いたします。

【小田嶋教育長】

資料のとおりということですね。

それでは、報告事項No. 2は、終了といたします。

## 10 議事事項 I

### 議案第16号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書（令和5年度版）について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項 I に入ります。

議案第16号「教育委員会の権限する事務及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書（令和5年度版）について」の説明を、教育政策室担当課長、お願いいたします。

【豎月教育政策室担当課長】

では、議案第16号、「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書について」、御説明いたします。ファイルナンバー05-1、議案第16号のファイルをお開きください。

2ページを御覧ください。

本報告書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、「川崎市教育改革推進会議」を通じて、学識経験者等から御意見をいただきながら作成したもので、「かわさき教育プラン」の進捗管理の結果を取りまとめたものでございます。

4ページを御覧ください。「第1章 教育委員会の活動状況」でございます。

昨年度は、定例会を12回、臨時会を5回開催し、合計55件を審議したほか、教育委員会会議以外の活動も実施いたしました。

6ページを御覧ください。「第2章 かわさき教育プランについて」でございます。

本市では、「かわさき教育プラン」を、「教育基本法」に定める教育振興基本計画として位置付けております。基本理念を「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」とし、基本目標を「自主・自立」、「共生・協働」として定め、7ページに具体的な取組を8つの基本政策として整理しております。

8ページを御覧ください。「第3章 かわさき教育プランの点検及び評価の項目」でございます。

枠内にございますように、8つの基本政策、19の施策、45の事務事業について、総合計画と整合を図りながら点検評価を行うものでございます。

9ページを御覧ください。「第4章 かわさき教育プラン第3期実施計画 令和5年度点検・評価シート」でございます。ここから、基本政策ごとに点検・評価の結果を御説明してまいります。

はじめに、「基本政策 I 人間としての在り方生き方の軸をつくる」でございます。

主な課題としましては、全ての市立学校で「キャリア在り方生き方教育」を推進しており、社会的自立に向けて、必要な能力や態度とともに、共生・協働の精神を計画的・系統的に育てる教育が必要と考えております。

10ページを御覧ください。

主な取組成果でございますが、「キャリア在り方生き方ノート」の市制100周年に関するページを活用した活動案の作成などを行いました。

次に、教育改革推進会議における意見内容でございますが、「キャリア在り方生き方教育」をさらに前進させるために、仲間とともに考え、調べ、回答を生み出すような授業の展開を提案する御意見などをいただきました。

11ページを御覧ください。

今後の取組の方向性でございますが、市制100周年を契機に、各学校の教育活動の更なる充実に取り組んでまいります。

13ページを御覧ください。「基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす」でございます。

主な課題としましては、①「確かな学力」の育成や、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、④スタディ・ログの効果的な活用などが必要と考えております。

14ページを御覧ください。主な取組成果でございます。

以下、丸数字は主な課題の番号に対応しておりますが、①市学習状況調査の対象者を小学4年生から中学3年生までに拡充して実施し、学習改善に活用したほか、④「かわさきGIGAスクール構想ステップ3」の実現に向けて、文部科学省のリーディングDX事業にも参加し、GIGA端末を活用した先進的な授業実践を行うなどしました。

15ページを御覧ください。

次に、教育改革推進会議における意見内容でございますが、①従来求めている学力が本当に20年後、30年後に必要なのかという視点で、答えの出ない問題にいかに取り組んでいくのが重要といった御意見などをいただきました。

次に、今後の取組の方向性でございますが、①市学習状況調査によって一人ひとりの学習状況を把握し、GIGA端末と連携することで授業改善等につなげていくほか、④教育データの利活用について、エビデンスに基づいた児童生徒の指導や教員への支援を行うなどしてまいります。

17ページを御覧ください。「基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する」でございます。

主な課題としましては、①一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育、②スクールカウンセラーや学校巡回カウンセラーによる相談活動など、学校全体で支援する校内体制の確立、③「かわさき共生＊共育プログラム」を通じた人間関係のトラブルの未然防止、④不登校児童生徒に対する多様な適切な教育機会の確保などが必要と考えております。

18ページを御覧ください。

主な取組成果でございますが、②小学校・特別支援学校への学校巡回カウンセラーの定期派遣により、相談活動だけでなく、教職員の児童理解について指導助言を行ったほか、④不登校児童生徒の居場所である「ゆうゆう広場」での社会的自立に向けた支援などを行いました。

次に、教育改革推進会議における意見内容でございますが、④登校している児童生徒と登校していない児童生徒を連続性として捉えた対応が必要であるといった御意見などをいただきました。

19ページを御覧ください。

今後の取組の方向性としてしましては、②多様化・複雑化する相談内容に対応していくため、福祉機関を含めた学校外の関係機関との連携を強化するほか、④「不登校対策の充実に向けた指針」に基づいた取組を進めるなどしてまいります。

21 ページを御覧ください。「基本政策Ⅳ 良好な教育環境を整備する」でございます。

主な課題としましては、②通学路の安全確保や、③学校施設の計画的な予防保全や長寿命化を進めていくことなどが必要と考えております。

22 ページを御覧ください。

主な取組成果でございますが、③効率的・効果的に学校施設を管理するため、麻生区内学校施設包括管理業務について、包括事業者の募集と選定及び契約締結を行うなどしました。

次に、教育改革推進会議における意見内容でございますが、②通学路の安全確保や③学校のバリアフリー化に対する御意見などをいただきました。

23 ページを御覧ください。

今後の取組の方向性でございますが、①より実践的な防災教育が実施できるような体制の整備や学校防災力の向上に取り組むほか、④新小倉小学校の令和7年4月の開校を目指した取組を進めるなどしてまいります。

25 ページを御覧ください。「基本政策Ⅴ 学校の教育力を強化する」でございます。

主な課題としましては、①「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づく教職員の業務の見直し、③時代の変化に応じて必要とされる教職員の資質・能力の育成などが必要と考えております。

26 ページを御覧ください。

主な取組成果としましては、①教員の多忙感や負担感等を詳細に分析するための意識調査の実施や、「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」の改定を見据えた校長会との意見交換会を開催したほか、③教員採用試験では、小学校区分において大学3年生を対象とした試験の導入や、SNSを積極的に活用した広報活動などにより、応募者数が53人増加いたしました。

27 ページを御覧ください。

次に、教育改革推進会議における意見内容でございますが、③小学校の教科担任制が導入され、教職員からも持ちゴマ数は減ったという声が届いており、効果を実感しているといった御意見などをいただきました。

次に、今後の取組の方向性でございますが、①勤務実態調査を踏まえた試行的取組等により、学校における改善の取組や教職員の意識改革等を進めるほか、③教員不足の解消は喫緊の課題であるため、広報活動の充実や試験方法の改善等を進め、人材の確保などに取り組んでまいります。

29 ページを御覧ください。「基本政策Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める」でございます。

主な課題としましては、①家庭教育の推進を図る仕組みづくりのほか、②地域教育会議の更なる活性化に向けた取組の充実による地域の教育力の向上などが必要と考えております。

30 ページを御覧ください。

主な取組成果でございますが、②「地域の寺子屋」の設置の拡充を進め95か所まで増加したほか、地域の寺子屋推進フォーラムを開催し、次の10年に向けた寺子屋事業の更なる発展へとつなげるなどしました。

次に、教育改革推進会議における意見内容でございますが、②子ども会議の取組の活用をもっと考えてほしいといった御意見や、地域でどのような子どもたちを育てるのか、目標などを地域住民等と共有することで、魅力的な取組が生まれるのではないかとといった御意見などをいただきました。

31 ページを御覧ください。

今後の取組の方向性でございますが、①市民館に来館しなくても受講できるオンラインによる事業と対面での事業のバランスを考慮した実施や、地域教育ネットワークの構築や川崎市子ども会議などの取組を進めてまいります。

33ページを御覧ください。「基本政策Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境をつくる」でございます。

主な課題としましては、①「今後の市民館・図書館の在り方」を踏まえ、「行きたくなる」、「まちに飛び出す」、「地域の“チカラ”を育む」市民館・図書館を目指した取組の推進や、②学校施設の有効活用の更なる促進などが必要と考えております。

34ページを御覧ください。

主な取組成果でございますが、①図書館総合システムを更新し、蔵書検索・ホームページの機能向上や、かわさき市立図書館アプリの導入などを行いました。また、②「みんなの校庭プロジェクト」の取組として、小学校における校庭開放の実施校を94校まで拡大したほか、「学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針」を策定しました。さらに、指定管理者制度導入に伴う市民館条例及び図書館設置条例の改正などを行いました。

35ページを御覧ください。

教育改革推進会議における意見内容でございますが、図書館について、①既存の図書や活字文化の維持から、知の蓄積、共有、発展という本来の役割を果たしていくという視点で、時代に応じた対応を検討すべきという御意見や、①自分とは異なる知識や考えを持っている人々と同じ空間で交流し、会話するきっかけとなる場所として図書館は重要であるといった御意見などをいただきました。

次に、今後の取組の方向性でございますが、①市民館・図書館の指定管理化に関する準備を進めるほか、②「みんなの校庭プロジェクト」について、令和6年度中の全小学校での校庭開放実施などに取り組んでまいります。

37ページを御覧ください。「基本政策Ⅷ 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める」でございます。

主な課題としましては、①橘樹官衙遺跡群について、全国にその魅力・価値を発信し、更なる文化的発展につないでいくことや、②日本民家園、かわさき宙と緑の科学館での地域資源を最大限に生かした効果的な魅力発信などが必要と考えております。

38ページを御覧ください。

主な取組成果でございますが、①「川崎市文化財保護活用地域計画」の策定や、「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づく建物の復元工事等の実施のほか、②日本民家園では運営基本方針を策定するなどしました。

39ページを御覧ください。

教育改革推進会議における意見内容でございますが、文化財について、地域の特性や歴史があるので、大きな空間と時間の流れの中でうまく取り上げてほしいといった御意見などをいただきました。

次に、今後の取組の方向性でございますが、①「川崎市文化財保存活用地域計画」に基づく文化財の調査・保存・活用事業の推進や、「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」の整備計画の一部見直しなどに取り組んでまいります。

報告書の説明は、以上でございます。

なお、ファイルナンバー05-2、議案第16号資料は、本報告書の別冊として、教育委員会の活動の詳細と45の事務事業の評価結果を詳細に記載しておりますので、後ほど御参照ください。

議案第16号についての説明は、以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございました。

教育委員会の事業全てにわたっての報告になるので、非常に多岐にわたっておりますが、特に御意見、御質問等がございましたらよろしくお願ひします。

西井委員。

**【西井委員】**

かわさき教育プランに基づいて、非常に重要な政策に沿って、それぞれのいろんな進捗状況を報告いただきましたので内容がよく分かりました。ありがとうございます。

ただ、とにかくこれだけの広範な政策を運営していく中で、特に学校の教育力、これは基本政策のV番ですね、学校の教育力を強化するという観点ではまだ課題がたくさんある。というよりは、ほかの政策、特に基本政策のI番からIII番、そしてVI番、これを例えば地域連携ですとか、それから学校の開放とか、そういったことをやるときに学校の現場に負荷がかかってくるんじゃないか、つまりそのことによって、好循環になった後の暁には非常にいい形になると思うんですけども、その途中のプロセスにあっては、瞬間的に学校の教育力に対して負担になっていて、そのことによって一番大事なところが少し後れを生じているんじゃないかなという懸念を持っています。したがって、この政策をレビューされる中で、これは教育改革推進会議で報告をされて、意見聴取をされていますけれども、どこに中心を置くか、何が一番重要なKPIかというのは、子どもたちの学校の現場ですよね。ここに対して、何が起こっているかというところについてのそれぞれ相関関係みたいなもの、もうちょっとそれを積み上げていくと因果関係になっていくみたいなもの、そういったことはしっかりとレビューされた上でこの教育改革推進会議に諮っていただきたいというのが意見です。非常にいいことはそれぞれされているんですけども、どうも一番大事なところを少し犠牲にしているんじゃないかなというふうに、あるいは後れが生じちゃっているんじゃないかというところがちょっと心配になりました。懸念を持ちました。何か意見があればお願いします。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

いかがですか。

**【豎月教育政策室担当課長】**

このプラン自体は、学校教育だけではなくて、社会教育の分野も含めた教育委員会の事業全体でやっているの、確かに学校教育の部分は当然大事ではあるんですけども、社会教育の部分も含めて、御意見を頂戴しているというものでございます。

確かに委員おっしゃるとおり、全体の相関関係などをお示ししながらの意見聴取というもので

はなくて、個々の事業を、今この教育プラン上は8つの柱に分けて整理をしておりますので、主にその柱ごとに取り組んできたことを御説明して、御意見を頂戴してきたというやり方でございますので、確かに今後の御意見聴取の仕方としては少し工夫の余地があるかもしれないというふうに感じた次第でございます。

**【小田嶋教育長】**

はい、どうぞ。

**【西井委員】**

その考え方をぜひもう少しよく検討していただきたいという意見です。

つまりは、8つの政策自体は非常に素晴らしい中身であります。ただ、一番時間がかかっているのは、学校数が多く、そして生徒数も多く、先生方に対して新しい取組を求めている、新しい教育の在り方に転換してほしいということになって、現場がやっぱり一番時間がかかっちゃうんですね。そこをどうコントロールするかというのが大事なポイントで、政策を運営するというのそういうことじゃないかと思うんですよ。

したがって、1個1個は前に進んでいますではだめで、一番大事な現場のほうの力がちゃんと発揮できているのかどうか、それが子どもたちの生きがいとかやりがいに反映しているのかどうか。もうちょっと言うと、先生方がそのモデルになっていくということに対してポジティブにいられているかどうかという辺りをぜひ指標にしてもらった上で、残りの7つの政策の中の関連するところですよ、そこについては評価をしていただきたい。そうじゃなかったら、これは8つの政策そのものかわさき教育プランの理念につながる部分というのが前に進まないような気がするんです。つまり、「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」ということですね。人生の礎を築くって、子どもたちの礎ですよ。その軸がちょっと薄いような気がする、この報告の中で。それは、それぞれ8つの政策ごとにレビューしているからです。相関も絶対考えてもらったほうがいい。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

今の御意見を受けて、またどういう形での改善ができるか考えていただければと思いますので。ほかに。田中委員。

**【田中教育長職務代理者】**

今の西井委員の御意見はこういうことですか。このプランの基本理念が「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」とありますね。それで、基本目標が「自主・自立」、「共生・協働」とあって、それを推進するために8つの政策があると。個別には評価しているけど、トータルにこれが合わさって基本理念とか基本目標をどの程度達成しているのか、それをきちんとはからなければいけないという御意見ですか。

**【西井委員】**

そうです。全くそのとおりで、いわゆるこの「かわさき教育プラン」を実践していく、実行し

ていく代表的な組織として学校があって、そして家庭があって、それから地域社会だと思うんですけど、それぞれが役割を果たしていきながらこの理念に向かって前に進むということが大事ですけども、これを同列、並列的に見ていくとこういう政策レビューになっちゃう。だけど、学校が中心なんじゃないんですか、学校と子どもというのが中心なんじゃないんですかというふうに考えると、この今のステークホルダーの関係が少し、プライオリティーが変わってくると思うんです。だから、そういうふうにプライオリティーが変わってきたときに、あと、学校の子どもたちと先生というのが一番大事だよという考え方に立てばレビューが変わってくる。例えば地域の連携・協働、学校運営やそれぞれ必要な支援について、学校運営協議会が正しく機能を果たしているのかどうかということレビューすると、それぞれの政策の中で、学校開放、校庭を開放しますといったって、システムが後から入ってきて、それぞれの対応は先生方が全部やるというふうになっていると、これをマニュアルでやったりしていると時間がどんどんなくなっちゃうんですよ。そうすると足を引っ張っちゃうわけですね。そういったレビューはあるんじゃないかなと思うんですよ。そういう声が今、意見交換会の中で我々の耳に届いてくるようになってきているんですよ。このレビューをするときに、それぞれの政策をレビューしたものにしていくと、こういうことで前に少しずつ進んでいますということは否定しませんし、そのとおりでいいと思うんですけど、そういうふうにそれぞれの8つの政策の相関関係をバランスをもって評価するということは、ぜひその考え方をに入れておいてほしい。今回、議案だからこれに入れろと言わないけど、そういうふうに発展的にやってほしいというのが私の意見です。

**【田中教育長職務代理者】**

西井委員の考え方に、私、全く賛成です。ただ、この教育プランは、学校、子どもたちのための学校教育だけではなくて、社会教育もあれば、大人の教育、学びもありますので、「自主・自立」、「共生・協働」は大人も含め、そしてまた学校教育だけではなくて社会教育も含め、その総体というふうに理解したいと思います。ただ、それを実現するためにこの8つの政策の相互関係とか相乗効果をどういうふうに持てるかとか、そういうことも含めていかなければいけないという御意見だと思うんですけども、その点については私も同感です。ただ、大変なことになりますので、今後、できましたらやはり政策ごとの評価だけではなくて、政策間の相乗効果はどうなっているとか、それが総体として基本理念・基本目標にどうつながっているか、何らかの評価ができるようなことを考えていただけるとありがたいと私も思いました。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

森川委員。

**【森川委員】**

たくさんの御説明、ありがとうございました。

私は、西井委員の御意見、田中委員の御意見とちょっと共通しているんですけども、地域教育会議、地域の寺子屋、地域教育コーディネーター、このお役の方たちの実態というか実績を今度教えていただけたらと思います。

というのは、私、自治会長とか保護司をしまして、地域教育コーディネーターさんに集められて会議に出たんですけど、地域の説明は、いろんな方が集められていたんですけど、時間をとても費やしましたが何のバックもなく、同じような会議を多分学校の先生たちも集めてきていると思うんですよ、コーディネーターさんが。でも、それもお忙しい中の、教頭か校長か分かりませんが、していると思うので、その会議をしたことだけを委員会のほうに報告して活動していますにしているんだったら、それはちょっと違うと思うんですね。地域の学校を助けるための地域教育会議、地域の寺子屋、地域教育コーディネーターであってほしいので。ちょっと私、最近、自治会長としても保護司としても疑問に思っているんで、それは実態を。私は地域しか知らないんで、川崎市としての実態を教えてくださいたいと思います。お時間があるときで構いません。よろしく願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

各政策ももちろん関連があって、評価指標、参考指標が出ていますけれど、その設定の仕方というのはすごく難しく、そういった政策間の結びつきを示すことはできると思うんですけど、その成果指標をどう捉えていくのか、時間もかかるし、おっしゃっていることはすごく分かるけど、課題があるかな。今までこの形でずっと来ていて、我々はこれがもう我々にとっての常識になっているんですけど、やはり違う視点で、これからまた新しい教育プランもつくっていく中では、非常に貴重な御意見になるのかなと思って、すぐにとということにはなかなかできないかもしれませんが、御意見をしっかり受け止めながら、また政策室のほうでも考えていただければと思います。

政策室長から、じゃあちょっと。

**【岩上教育政策室長】**

御意見、ありがとうございました。

今の教育プランというのは、川崎市の総合計画とのリンクもかなりしておりまして、川崎市が計画行政になってもう大分経つんですけども、今の総合計画が3期目ということで、今の形が確立されたところに準拠する形で教育プランのほうもしっかり作り込みをさせていただいている経過がございます。

今後、本市の総合計画自体も新しい形になるというような形で、内部で検討が進んでおりますし、そういったところの状況ですとか、あと今、教育委員会内部でも新しい教育プランをどうしていこうかという議論が、教員、教員出身者、あと行政職も交えてかなり突っ込んだ議論をしておりますので、そういったところの状況も今後しっかりと報告させていただく機会があると思いますので、ただ、いただいた御意見は、当然、施策間の連携というのは何よりも重要です。ただ、それをどう見える化するかは非常に難しい課題でございますので、そこを含めてしっかり検討して、改めてまた御議論をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

西井委員。

**【西井委員】**

ありがとうございます。

見える化しろと言っているわけじゃないんです。もう少し認知領域を広く持ってもらって、この政策を決める人たちがプライオリティーをつけてくれと言っているんです。つまり、先ほどの理念というのは、川崎市全体で実現していかなくやいけない理念だと思いますけれども、それを現時点で今いる人たちのレベルを上げていくということなのか。それとも今後ということを考えて、10年後に子どもたちがこういう状態になっていたいということなのか。目標の定め方によって、おのずと政策とか施策は変わってくるから。もちろん総合計画があり、その中のかわさき教育プランだということは理解しておりますけれども、そろそろ次のプランをつくっていく、アジャストしていくときに、そういうふうな考え方を入れたらどうですか。それは我々と皆さん方の認知能力の問題です。現状をどういうふうに理解していますか。想像力の問題です。それがないと、相関関係を見える化してくれなんて、あなたたちの仕事が増えるだけになってしまう。そんなことを言っているんじゃないんです。そこをぜひ考えてほしいということです。

誰のために我々は仕事をしているんだということをしっかりと議論して、政策にプライオリティーをつければいいですよ。そういうのが、基本的に理念を実現するためのストーリーと言ったり、ガバナンスだと言うんです。そこには想像力を発揮して、そういう道筋に向かって動き出すぞというエネルギーが必要だということです。もし真意が伝わっていなかったら、ぜひそこは考えていただきたいということです。

**【岩上教育政策室長】**

すみません。ちょっと「見える化」という言葉が不適切なのかもしれませんけれども、我々としても何を目指して、プランはつくるのが目的ではなくて、当然つくったものをどう実現するのか。ただ、そこには学校現場であり、先ほど委員の皆さんからもお話があったように、地域の皆さん、保護者の方々も当然巻き込んでということになりますので、今回の計画づくりに関してはそういった方々の御意見もしっかり伺いながら、地域のステークホルダーの方々の意見も伺いながら、学校現場の意見も伺いながらつくるということで我々進めておりますので、その中でも当然教育委員の皆さんの御意見をしっかりと受け止めながら、よりいいものがつくれるような対応をしてみたいと思います。また時期が参りましたら、改めて御報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

芳川委員。

**【芳川委員】**

時間がながいながら、すみません。感想だけなんですけれども。御報告、ありがとうございます。

全般的にわたって各政策はどれぐらい進んでいるのかというのを見ることができて、ここが到達できて、ここは課題だなというところが見えてきて、私が読ませてもらって一番気になったところは、1つは、まだ達成できていない目標がすごくいっぱいあって、例えば校舎の老朽化であったりとか、その修繕率がすごいパーセンテージが低かったりとか、あと、地域のことも皆さ

んお話しされたと思うんですが、設定された到達目標と、かなりかけ離れた形で現状があるというところはやっぱり大きな課題なのかなというふうに思っていて、そこをこれから一委員としてもしっかり見つめて、どれぐらい倍率を上げられたのかということを見ていきたいなというふうに思います。

あと、実は表現がよく分からなくて申し訳ないんですが、18ページの不登校に関する見方がどう理解したらいいのか分からなくて、教育改革推進委員よりの意見内容の④なんですけど、0か1かと捉えるのではなくて、スペクトラムとして捉えて対応策を工夫し実践していく必要があると、何を指しておっしゃりたいのかなというのがちょっと分かりづらくて、そういう意味では、多分、私は全く教育改革推進会議の方たちと接点がないためだと思うんですが、ちょっと分からないなみたいなそういう表現があったりとかして、それがちょっと気になりました。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

今のこの④のところは、確かに今御指摘のとおりかなと思いますけど、これは一人の生徒が登校しているときの状態と登校していないときの状態を連続的に捉えるみたいな、そういう御意見ではなかったでしたっけ。

**【豎月教育政策室担当課長】**

たしかそういう御意見でした。登校している状態と登校していないというのを完全に分けて物事を考えるのではなくて、登校している状態と、連続性としてやっぱり捉えていったほうがいいんじゃないかというふうな趣旨の御発言をいただいたというところでございます。

**【小田嶋教育長】**

それをまとめて、御指摘のとおり、本当に分かりにくいなというところがほかにもあるかもしれませんが、この資料はこの資料としてまとめて、今度、文教委員会にこれを出すということでは変わらないですよ。

**【豎月教育政策室担当課長】**

はい、この表現でいかせていただければというふうに思っています。

**【小田嶋教育長】**

またもしも、そういった御指摘があったら、そのところはちゃんと分かりやすく説明ができるようにしていただければと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、議案第16号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

**【各委員】**

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第17号 令和7年度教職員人事異動方針について

【小田嶋教育長】

次に、議案第17号「令和7年度教職員人事異動方針について」の説明を、教職員人事課長、お願いいたします。

【武田教職員人事課長】

議案第17号「令和7年度教職員人事異動方針について」、御説明いたしますので、ファイルナンバー06-1、議案第17号を御覧ください。

本議案は、令和7年度人事異動の実施に当たり、適正な人事異動を推進するために基本方針を定めるものでございます。

議案書の2ページを御覧ください。

内容でございますが、人事異動に当たりましては、時代の変化に適応し、多様化・複雑化している諸課題に柔軟に対応するとともに、学校の適正な運営を確保し、教育本来の目的を達成するため、(1)として、学校の教育力の強化に向け、全市的かつ全校種的な視野に立ち、各学校運営の活性化を図るとともに、教職員の資質の向上に資する人事異動を徹底すること、(2)として、教職員の人材育成・能力開発や「かわさき教育プラン」の施策推進の視点から、適材を適所に配置すること、(3)として、地域との連携や地域に開かれた特色ある学校づくりを推進し、教職員の意欲を一層引き出す人事制度の定着を図ることを方針とするものでございます。

なお、ファイルナンバー06-2、議案第17号資料は、この人事異動方針に基づいて具体的な手続等を定めた人事異動実施要領などをまとめたものでございます。

議案第17号の説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等はいかがでしょう。

野村委員。

【野村委員】

御説明、ありがとうございました。

実は、これから私が発言をする内容というのは、先月の定例会で不登校対策のところでもお話をさせていただいたことではあるんですが、とても重要なと思うので、改めてお伝えさせていただければと思っています。

人事異動の際に、先生にとって人材育成とか意欲を引き出す異動はどういうことなのか、先生に対するまなざしもとても重要だと思います。同時に、やはり子どもたちの目線に立って、子ども

もたちへの目線というのを忘れずにいただきたいなど。それはどういうことかという、稗原小学校だったんですけれども、異動のときに校長先生と支援コーディネーターと保健室の先生が一度に替わってしまったという御相談を地域の方から受けました。やはり安定的に登校できないお子さんでしたので、保護者の方というのは今後の方針だとかを校長先生とも話し合っていたらいいと思いますし、お子さんとしても教室に入れない日には保健室の先生にお世話になったり、支援コーディネーターの先生とのやり取りもあったり、そういう中で身近に接していた信用できる大人、学校の窓口となっていた、その子にとって大事な大人が一度にいなくなってしまうというのはかなり心細い状況だったのかなというふうに思いました。もちろん大きな人事異動という御事情もあると思うんですけれども、そういう視点に立つと、一遍に異動させてはいけない人というのはいるんじゃないかなと思いますので、その辺りの配慮を最大限お願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

**【武田教職員人事課長】**

ありがとうございます。

学校長に人事のヒアリングですとか本人の希望等、そういった状況を極力丁寧に把握していつて、そういったことがないようにしていきたいと思っております。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがですか。

西井委員。

**【西井委員】**

ありがとうございます。

質問です。先ほどこの中身を読んでいたんですけれども、先生のキャリアをつくっていくときに、そういう観点で異動ということをつかえたときに、中学校の先生が小学校に登録して専門教師として戻ってきてやるケースができていますんですけど、これはすごくいいことだなというふうに拝見しておりました。逆のケースというのはあるんですか。小学校の先生が中学校の担当をしていく異動というのはあるんですか。

**【武田教職員人事課長】**

今、そんなに多くはないと思いますが、全くないわけではないんですけど、やはりその専門性といいますか、能力実証的な部分もございますので、それぞれ試験も分かれてやっているところもございますので、そういった部分は課題であるかなというふうです。

**【西井委員】**

キャリアを磨くときに全く違う目線で経験するというのは、特にキャリアの若い、先生になられて10年目ぐらいまでのところというのは非常に大きな経験になると思うので、少なくとも

しそういう事例がおありになるんだったら、どういう状態で中学校の先生をやっているかというのをちょっとまた聞いていただいて教えていただければ。何だったら少し対話をさせていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

**【武田教職員人事課長】**

今すぐここで具体的にはなかなかないんですけども、確認して、ぜひそういった機会を設けさせていただきたいと思っております。

実は今、今回の人事異動方針につきましても、(1)のところが昨年度までは「全市的な視野に立ち」というふうになっていたんですけども、今回、「全校種的な視野に立ち」というふうに加えさせていただきまして、これは校種間の異動をより推進していきたいという意図を込めて入れさせていただいたところでございます。

**【小田嶋教育長】**

では、また調べて。よろしくお願いします。

ほかにはいかがですか。

田中委員。

**【田中教育長職務代理者】**

私ははじめ全く気がつかなかったんですけど、野村委員の御意見を聞いて、これは大事なということが改めて分かりました。今のこの方針は、どちらかという教職員の能力開発とか意欲とか、どちらかという供給側の論理に立った異動方針ですよね。野村委員が言われたのは、需要側というちょっと学校の場合に表現が悪いかもかもしれませんが、教育を受ける側の立場に立った異動の方針も必要かなとは確かに思います。ですから、ただ、これを議論するとまた随分時間をかけてきちんと議論しなければいけないので、今回はもちろんこれで私も賛成しますけれども、今後のことを考えると、需要側というか、教育を受ける側に立ったときに、人事異動方針というのは別に何か必要な項目はないだろうかという視点から、少しまた見直しも考えていただきたいと思います。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょう。

森川委員。

**【森川委員】**

御説明、ありがとうございました。

最後、地域との連携や地域に開かれた特色ある学校づくりというところですけど、中学校、小学校もですけど、かなり地域が協力しているところがあると思うんですよ。地域の仲のいい学校長というか、行事が多いところがあると思うんです。私が聞いたところで、その中でもうすぐ周年行事なのに異動しちゃった校長先生とかがいて、地域の人たちが一緒に迎えたかったという話

を聞いたことが何件かあるので、知らないと思うんですけども、そういうことを一緒に乗り越えていくとまた地域と学校との結束力強まるから残念なケースだなと思った記憶があるので、その辺ももしもできたら配慮していただけたらより盛り上がるのかな、川崎市、と思います。よろしくお願ひいたします。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

おっしゃったようなケースは今までも本当にありがちなケースでありますけど、それを優先することはできなくて、総合的に全体的なバランスを考えてやっていますので、異動したケースも確かにあるかなと思います。でも、1つの要素としてしっかりと考慮していければというふうに思います。

ほかにはよろしいですか。

それでは、議案第17号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願ひます。

**【各委員】**

<挙手>

**【小田嶋教育長】**

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

傍聴人の方に申し上げます。これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づき、傍聴人の方は御退出くださるようお願いいたします。

<以下非公開>

**1 1 報告事項Ⅱ**

**報告事項No. 3 包括報告事項**

- (1) 令和5年度川崎市一般会計教育費の決算について
- (2) 公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況について
- (3) 公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況について
- (4) 令和5年度公益財団法人川崎市学校給食会「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について
- (5) 令和5年度公益財団法人川崎市生涯学習財団「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

**【小田嶋教育長】**

続いて、報告事項Ⅱに入ります。

報告事項No. 3「包括報告事項」の説明を、庶務課長、お願ひいたします。

**【細見庶務課長】**

それでは、報告事項No. 3につきまして、御説明申し上げます。ファイルナンバー07、報告事項No. 3のファイルをお開きください。

こちらは、令和5年度川崎市一般会計における教育費の決算について、公益財団法人川崎市学校給食会及び公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況について、令和5年度両法人の「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について、包括して報告するものでございます。内容につきましては、ファイルナンバー07-1から5までの資料を適宜御確認ください。

説明につきましては、以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

御質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 3は、終了といたします。

**報告事項No. 4 川崎市中原市民館の指定管理予定者の決定について**

**報告事項No. 5 川崎市高津市民館、川崎市高津市民館橋分館及び川崎市立高津図書館橋分館の指定管理予定者の決定について**

**【小田嶋教育長】**

次に、報告事項No. 4「川崎市中原市民館の指定管理予定者の決定について」及び報告事項No. 5「川崎市高津市民館、川崎市高津市民館橋分館及び川崎市立高津図書館橋分館の指定管理予定者の決定について」ですが、これらはいずれも川崎市中原市民館並びに川崎市高津市民館、川崎市高津市民館橋分館及び川崎市立高津図書館橋分館の指定管理予定者の決定の報告となりますので、一括して説明を受けることに異議はございませんでしょうか。

**【各委員】**

<異議なし>

**【小田嶋教育長】**

異議なしとして、一括して説明を求めます。

それでは、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

**【米井生涯学習推進課担当課長】**

それでは、報告事項No. 4及びNo. 5はいずれも指定管理予定者の決定についての御報告となりますので、一括して御説明申し上げます。

それでは、はじめに、報告事項No. 4「川崎市中原市民館の指定管理予定者の決定について」、御説明いたしますので、ファイルナンバー08-1の2ページを御覧ください。

「1 施設概要」につきましては、表に記載のとおりでございます。

「2 指定管理者の業務の範囲」でございますが、「(1) 施設全般の管理運営に関する業務」から「(7) その他施設の管理運営に関して、市が必要と認める業務」までの7つとしております。

3ページを御覧ください。

「3 教育委員会事務局民間活用事業者選定評価委員会の審査結果」でございますが、令和6年7月2日に、「ウ 委員」にある5名の委員に(2)の表のとおり、応募8団体の審査をしていただいたところでございます。

4ページを御覧ください。

「(3) 審査結果」でございますが、「①事業目的の達成とサービスの向上への取組」から「⑤応募団体の取組」までの選定基準に基づき審査を行った結果、750点満点のところ、「なかはらフューチャーデザインパートナーズ」の合計点が592点となりましたので、当該事業者を指定管理予定者としてまいります。

5ページを御覧ください。

「4 指定管理予定者」でございますが、名称は「なかはらフューチャーデザインパートナーズ」、代表者は「株式会社旺栄」、構成員は「東急スポーツシステム株式会社」でございます。指定期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となります。

6ページを御覧ください。

「5 なかはらフューチャーデザインパートナーズの概要」でございますが、代表者及び構成員の概要は、資料記載のとおりでございます。

次に、報告事項No. 5「川崎市高津市民館、川崎市高津市民館橘分館及び川崎市立高津図書館橘分館の指定管理予定者の決定について」、御説明いたしますので、ファイルナンバー08-2の2ページを御覧ください。

「1 施設概要」につきましては、表に記載のとおりでございます。

3ページを御覧ください。

「2 指定管理者の業務の範囲」でございますが、先ほど、報告事項No. 4で御説明いたしました7つの業務に加え、「(3) 図書館分館の運営に関する業務」を加えた8つの業務としております。

「3 教育委員会事務局民間活用事業者選定評価委員会の審査結果」でございますが、令和6年7月5日に、「ウ 委員」にある4名の委員に、4ページの(2)の表のとおり、応募6団体の審査をしていただいたところでございます。

「(3) 審査結果」でございますが、「①事業目的の達成とサービスの向上への取組」から「⑤応募団体の取組」までの選定基準に基づき審査を行った結果、600点満点のところ、「たかつ・未来共創パートナーズ」の合計点が479点となりましたので、当該事業者を指定管理予定者としてまいります。

5ページを御覧ください。

「4 指定管理予定者」でございますが、名称は「たかつ・未来共創パートナーズ」、代表者は「アクティオ株式会社」、構成員は「公益財団法人川崎市生涯学習財団」、以下3社となっております。指定期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となります。

6ページを御覧ください。

「5 たかつ・未来共創パートナーズの概要」でございますが、代表者及び構成員の概要は、資料記載のとおりでございます。

なお、報告事項No. 4及びNo. 5の指定管理者の決定につきましては、議会の議決が必要となりますので、令和6年第3回市議会定例会に指定管理者の指定に係る議案を提出してまいります。

ます。

説明につきましては、以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

御質問等はいかがでしょう。

西井委員。

**【西井委員】**

ありがとうございます。一点だけ質問をさせてください。

これは、プロセスとか、それぞれが指定管理者になられる評価というのは分かったのですが、例えば、指定管理者になられるところの代表の個人、代表取締役、誰と誰という方と、それから、これを受託される、発注していくそれぞれの財団、あるいは川崎市の関係の方の縁戚関係とか、そういったことというのは、どういうふうに調査されているのかというのを教えてください。

**【米井生涯学習推進課担当課長】**

公募いただいた団体と評価をする委員との縁戚関係は、事前にあるかないかというところを、しっかりとないということで、ちゃんと宣誓書みたいなものをいただいているところでございます。

**【西井委員】**

評価委員という、評価者と関係はない。そういうことですね。分かりました。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

**【田中教育長職務代理者】**

御説明どうもありがとうございました。まずは、この指定管理者はどういう会社になるのかなというようなことがとても気になっていたんですけども、今日の発表を聞く限り、他地域でかなり実績を上げている企業が、いずれも代表というところで受けていただくことになったので、まずはよかったなという一安心しております。

仕様書づくりに随分苦勞されて、これまでの直営の市民館よりももっとよくなる市民館にということを目指すための仕様書にされてきたと思うんですけど、ぜひそれぞれの指定管理の方々がその趣旨を理解して、地域の活性化とか、もっと市民から見て、これまでの市民館よりこんなによくなったねというような評価が得られるようにしていけるといいと思いますので、ぜひ市民と行政と指定管理者で協力しながら、いい市民館をつくっていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

質問が1つあるんですけども、このたかつ・未来共創パートナーズの構成員の中に、川崎市

の生涯学習財団が入っていますが、ここの役割はどのような役割になりそうなのでしょうか。

**【米井生涯学習推進課担当課長】**

提案書の中を拝見しますと、こちらの財団については、社会教育振興事業を中心に担っていくということで提案をいただいているところでございます。

**【田中教育長職務代理者】**

分かりました。事業推進にかなり役割を果たすということになりますので、ぜひとも、生涯学習財団の活性化にもつながるように、いい形にこれが展開できるといいと思います。よろしくお願ひします。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 4及び報告事項No. 5は、終了といたします。

ここで、10分程度の休憩を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

**【各委員】**

<了承>

**【小田嶋教育長】**

では、これから少し休憩を取っていただきまして、16時17分から再開したいと思います。よろしくお願ひします。

(16時06分 休憩)

(16時17分 再開)

**報告事項No. 6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について**

**【小田嶋教育長】**

それでは、教育委員会を再開いたします。

次に、報告事項No. 6「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について」の説明を、庶務課長、お願ひいたします。

**【細見庶務課長】**

それでは、報告事項No. 6「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について」、御説明申し上げます。

ファイルナンバー09-1、報告事項No. 6のファイルをお開きください。

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第4条第1項第2号の規定に基づき、教育長が専決した事項について、同条第2項の規定に基づき、御報告するものでございま

す。

「1 専決した事項」でございますが、はじめに「(1) 件名」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」でございます。

次に、「(2) 内容」は、「令和6年第3回市議会定例会に提出を予定する次の議案（歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案）について、異議のない旨の意見を提出した」もので、専決を行った議案は記載のとおりでございます。

議案第133号、議案第134号及び議案第145号につきましては、本日の定例会で御報告しておりますので、本件では議案第135号、議案第136号について、御説明いたします。

ファイルナンバー09-2、報告事項No. 6資料1のファイルをお開きいただき、4ページ及び5ページを御覧ください。

議案第135号「令和6年度川崎市一般会計補正予算」についてでございますが、13款、教育費を「9,615万6千円」減額し、総額を「1,334億7,777万5千円」とするものでございます。

内容といたしましては、12ページ及び13ページを御覧ください。

「歳入歳出予算補正」でございます。

「教育施設費」の「特別支援学校施設整備事業費」でございますが、令和6年6月に「中央支援学校整備事業」の工事入札不調により、工事スケジュール等が変更となったことから、「9,615万6千円」の減額補正を行うものでございます。

次に、6ページにお戻りください。

「債務負担行為補正」でございます。

同じく「中央支援学校整備事業」の工事入札不調により、工事スケジュール等が変更となったことから、限度額を「11億9,518万2千円」、期間を令和8年度までとするものでございます。

次に、7ページを御覧ください。

「地方債補正」でございます。

同じく「中央支援学校整備事業」の工事入札不調により、工事スケジュール等が変更となったことから、「特別支援教育施設整備事業」の限度額を「1億4,200万円」増額し、総額を「8億8,500万円」とするものでございます。

議案第135号の説明は、以上でございます。

次に、ファイルナンバー09-3、報告事項No. 6資料2のファイルをお開きいただき、6ページ及び7ページを御覧ください。

議案第136号「令和6年度川崎市一般会計補正予算」についてでございますが、13款、教育費を「5億7,619万3千円」増額し、総額を「1,340億5,396万8千円」とするものでございます。

内容といたしましては、16ページ及び17ページを御覧ください。

「歳入歳出予算補正」でございます。

「体育保健費」の「学校給食費公会計化事業費」でございますが、令和5年度の保護者等から徴収した学校給食費徴収金のうち、食材調達時の入札効果等による剰余分を、学校給食の安定的な運営に資するための資金に充てる学校給食運営基金に積み立てることから、「1,284万3千

円」の増額補正を行うものでございます。

次に、同じく「体育保健費」の「学校給食物資購入費」でございますが、社会情勢の変化等に伴う物価高騰の影響により、保護者から徴収する学校給食費徴収金だけでは、食材調達費用が不足する状況となっていることから、「5億6,335万円」の増額補正を行うものでございます。

次に、9ページにお戻りください。

「債務負担行為補正」でございます。

まず、「小学校・中学校等自然教室運営事業費」でございますが、令和7年度の春季に自然教室を実施する学校の貸切バスを早期に確保するため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、「令和6年度公共施設管理運営事業費」でございますが、川崎市中原市民館・高津市民館・橘分館に指定管理者制度を導入するに当たり、令和7年4月からの制度導入に向けた準備行為を行う必要があるため、指定管理料の債務負担行為を設定するものでございます。

次に、「令和6年度土地借上料」でございますが、小杉小学校敷地の土地借上について、賃料算定の基としている土地評価額等が上昇していることから、令和31年度まで設定している債務負担行為限度額を増額するものでございます。

議案第136号の説明は、以上でございます。

恐れ入りますが、ファイルナンバー09-1、報告事項No.6のファイルにお戻りください。

「2 専決を行った日」でございますが、令和6年8月15日でございます。

2ページを御覧ください。

令和6年第3回市議会定例会に提出を予定する議案（歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案）について、異議はないものとして市長に回答した文書でございまして、3ページには、市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書を添付しております。

説明につきましては、以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No.6は、終了といたします。

### 報告事項No.7 「川崎市総合計画」第3期実施計画・中間評価結果及び令和5年度事務事業評価結果について

#### 【小田嶋教育長】

次に、報告事項No.7「「川崎市総合計画」第3期実施計画・中間評価結果及び令和5年度事務事業評価結果について」の説明を、教育政策室担当課長、お願いいたします。

#### 【堅月教育政策室担当課長】

報告事項No.7「「川崎市総合計画」第3期実施計画・中間評価結果及び令和5年度事務事業評価結果について」、御説明いたします。

はじめに、10-2、報告事項No.7資料2のファイルをお開きください。総合計画及び評

価対象等について、御説明いたします。

資料の2ページ、PDFファイルのページですと12ページを御覧ください。

こちらは、「川崎市総合計画」の概要に関する説明資料となっております、総合計画の趣旨、構成に関する内容を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

1ページお進みください。

図1-2のとおり、総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の三層構造としており、政策体系としましては、第1階層の基本政策、第2階層の政策、第3階層の施策、第4階層の事務事業で構成されております。

1ページお進みください。

総合計画では、基本構想として「目指す都市像」「まちづくりの基本目標」を定め、政策体系として、白抜き文字の5つの基本政策と、その下位にある23の政策で構成されております。

また、図の下の米印にありますとおり、政策の下に、施策と事務事業が連なっており、教育委員会関連の事務事業は、合計45ございます。事務事業が位置づいている場所としましては、基本政策2「子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり」に連なる政策の2「未来を担う人材を育成する」及び3「生涯を通じて学び成長する」の全てに含まれているほか、基本政策4の政策8「スポーツ・文化・芸術を振興する」の一部に含まれております。

資料の7ページ、PDFファイルのページですと17ページを御覧ください。

評価スケジュールでございますが、今回は、第3期実施計画の2年次目として、「施策」は、令和4・令和5年度分の中間評価を行い、「事務事業」は、令和5年度分の評価を行うものでございます。

資料フォルダにお戻りいただき、10-1、報告事項No. 7資料1のファイルをお開きください。

教育委員会事務局分の評価結果について御説明いたします。

2ページを御覧ください。

「2 「川崎市総合計画」第3期実施計画・中間評価結果（概要）」でございますが、市全体で74ある施策のうち、教育委員会事務局が所管する6施策について中間評価を行った結果、「表1」のとおり、「B. 一定の進捗がある」が5施策、「C. 進捗が遅れている」が1施策ございました。

また、「表2」の一番下のとおり、「自ら学び、活動するための支援」が「C. 進捗が遅れている」でございます、「成果指標」や「事務事業の進捗状況」等を踏まえ、達成状況区分を判断したものでございます。

1ページお進みください。

「3 「川崎市総合計画」第3期実施計画・令和5年度事務事業評価結果（概要）」でございますが、45ある教育委員会事務局が所管する事務事業のうち、「目標を上回って達成」したのは1事業、「目標をほぼ達成」したのは35事業、「目標を下回った」のは9事業でございます。なお、各事業の詳細につきましては、10-4、報告事項No. 7参考資料のファイルに記載しておりますので、後ほど御参照ください。

資料フォルダにお戻りいただき、10-3、報告事項No. 7資料3のファイルをお開きください。

目標を上回った事業及び下回った事業について、御説明してまいります。

まず、目標を下回った事業でございますが、「事業の達成度」を「4」としてお示ししております。

2 ページを御覧ください。10番「子どもの体力向上推進事業」につきましては、黒丸3つ目、学校側の配置ニーズとのマッチングに課題があり、部活動指導員の配置人数の目標66人に対して実績62人となったことなどから、4といたしました。

3 ページお進みください。

24番「学校施設長期保全計画推進事業」につきましては、黒丸二つ目の3行目、入札不調等による工事スケジュールの見直しにより、計画どおり工事が実施できなかったことなどから、4といたしました。

次に3つ下の、27番「児童生徒数・学級数増加対策事業」につきましては、黒丸四つ目、校舎増築工事について、坂戸小の工期延長のほか、入札不調による工事スケジュールの見直しにより、計画どおり工事が実施できなかったことなどから、4といたしました。

1 ページお進みください。

31番「教職員の選考・人事業務」につきましては、一番下の黒丸の3行目、小学校新規採用者数が募集数を下回るとともに、臨時的任用教員数が必要数を満たすことができず、国の標準を超える学級編制を許容することとなったことなどから、4といたしました。

次に一番下の35番「地域の寺子屋事業」につきましては、黒丸1つ目、地域の寺子屋の開設数や、黒丸2つ目、地域の寺子屋の運営に関わる人材の確保が目標数に届かなかったことなどから、4といたしました。

1 ページお進みください。

36番「社会教育振興事業」につきましては、黒丸1つ目、社会教育振興事業の実施数が目標に届かなかったことなどから、4といたしました。

次に、一番下の39番「社会教育関係団体等への支援・連携事業」につきましては、黒丸3つ目の括弧書き、財団補助事業参加者数が目標に届かなかったことなどから、4といたしました。

1 ページお進みください。

42番「日本民家園管理運営事業」及び43番「青少年科学館管理運営事業」につきましては、いずれも黒丸1つ目、目標の来園・来館者数を下回ったことなどから、4といたしました。

次に、目標を上回った事業でございますが、「事業の達成度」を「2」としてお示ししております。

ページ上部へお戻りいただき、41番「橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業」につきましては、黒丸二つ目、倉庫の復元工事に伴って多くのイベントを実施し、各種活用事業の参加者目標を大幅に上回る1,866人が参加したことなどから、2といたしました。

報告事項No. 7の説明は、以上でございます。評価結果につきましては、8月22日の文教委員会において報告を行う予定でございます。

事務局からの説明は、以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

御質問等はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 7は、終了といたします。

## 報告事項No. 8 教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について

### 【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 8「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について」の説明を、教育政策室担当課長、お願いいたします。

### 【大島教育政策室担当課長】

それでは、報告事項No. 8、資料11-1「概要版」を基に御説明いたします。

資料の中の、2ページを御覧ください。

第2次方針では、長時間勤務の是正と、教職員が心身ともに健康を維持し、やりがいや誇りを持ちながら業務遂行できる状態を目指すこととしていることから、これまでの時間外在校等時間に関する量的な目標に加えて、働きやすさに関する質的目標も新たに定めています。

本日は、両目標の令和5年度取組結果について、御報告いたします。

下段の「第2次方針取組期間における目標」を御覧ください。

第2次方針におきましては、時間外在校等時間に係る量的な目標として、国の在校等時間の上限指針を踏まえ、規則上定めた時間外在校等時間の上限を目標として掲げております。

具体には、原則①の1か月、月45時間を超える教職員、原則②の1年間360時間を超える教職員、特例①の1か月100時間以上の教職員、特例②の1年間720時間を超える教職員、特例④の45時間を超えた月数が年間6か月を超える教職員のそれぞれの割合を「基準年度」未満かつ「前年度未満」とすることとしております。

また、特例③の直前1か月から5か月までの期間を加えた各期間における1か月当たりの平均時間で80時間を超える教職員の割合については、第1次方針の「80時間を超える教職員をゼロにする」という目標の継続性を確保することと、連続する月を単位として見る指標であるため、職員本人の意識と組織としての配慮が可能であり、削減に向けた実効性が期待できることから「重点目標」として設定し、令和7年度までに可能な限りなくすことを目標としております。

3ページをお開きください。

令和5年度の量的目標の達成状況について、御説明いたします。

令和5年度の年間平均は、原則①、原則②、特例①、特例②、特例④は基準年度及び前年度より割合が減少しました。また「可能な限りなくしていく」と目標設定している特例③は、基準年度及び前年度より割合が減少しました。

続いて、令和5年度の各校種の時間外在校等時間の状況について、御説明いたします。

4ページを御覧ください。4ページの図表1から7ページの図表4に、月間45時間または80時間を超える教職員の割合を校種別でお示ししております。

グラフの見方ですが、積み上げ棒グラフが令和5年度、積み上げ折れ線グラフが基準年度を表しており、それぞれ下が45時間～80時間以下の割合、上が80時間を超える割合となります。

例えば、4ページの図表1で、小学校の4月を例にいたしますと、棒グラフの斜線部分が、令和5年度の45時間を超え、80時間以下の割合となりますので、全体の約52%程度、80時間超えは、その上の濃い色の部分となりますので、全体の5%程度であることをお示ししており

ます。

また、折れ線グラフの赤色の点線が、基準年度の45時間超え80時間以下の割合を示しますので、同じ4月で見ますと、こちらも全体の50%程度、点線からその上の水色の実線までが80時間を超える割合を示しますので、全体の20%弱でございます。そして、積み上がった高さが、45時間を超える割合となりますので、基準年度はおおむね65%程度、令和5年度はおおむね57%程度となります。グラフの見方は以上となります。

また、右の囲みに、年間平均を示しており、年間平均では、45時間超え、80時間超えがそれぞれ基準年度と比べ減少しております。

他の校種とおおむね共通する傾向といたしまして、4月の割合が最も高くなっており、その理由としては学年・学級経営の理由が最も多く、次いで授業準備となっており、新年度の対応や初任や異動者がその主たる要因と考えております。

次のページをお開きください。図表2の中学校でございますが、45時間超えは基準年度と比べて減少しましたが、80時間超えは増加しております。

月別に見ますと、80時間超えの割合は4月に次いで、5月、6月、9月、10月の割合が高くなっており、その理由の一つが部活動となっております。

次のページをお開きください。

図表3の特別支援学校でございますが、45時間超えと80時間超えともに、基準年度と比べ、減少しております。

月別では、4月、5月の80時間超えの割合が高くなっており、主な理由としては「授業準備」となっております。

次のページを御覧ください。

図表4の高等学校でございますが、45時間超えは基準年度より減少しましたが、80時間超えは増加しております。

月別では、4月から6月の80時間超えの割合が高くなっており、高等学校につきましては、年間を通じて、80時間超えの理由は、部活動が最も多くなっております。

続きまして、資料の8ページを御覧ください。

令和5年度の質的目標の達成状況について、御説明いたします。

まず、総合健康リスクについては、健康問題のリスクを、全国平均を100として表したもので、例えば総合健康リスクが120の場合、健康問題が起きる可能性が全国平均と比較して20%増加していると判断されます。

目標は令和7年度までに80とするところ、令和5年度実績は87.8となっており、全国平均と比較して低い状況にあります。早期に目標達成できるよう、引き続き良好な職場環境づくりを図っていく必要がございます。

次に、年次休暇の平均取得日数は、令和5年度実績は平均17.2日となっており、方針の目標では16日以上としておりますので、目標達成した状況でございます。

次の9ページをお開きください。方針に基づく取組結果を御説明いたします。

これら3つの取組の視点に、全ての取組を位置付け、推進してきたところでございます。

はじめに「視点1 学校における業務改善・支援体制の整備」の取組でございます。10ページを御覧ください。

主な取組を御説明いたします。

「1 各学校における業務改善の支援」でございます。業務改善や働き方改革に関する校内研修を実施する学校を募集し、小学校4校、中学校5校において、講師派遣による研修を実施し、教職員の意識改革を醸成したところでございます。

次に、12ページを御覧ください。「10 通知表に関する検討」につきましては、よりよい成績表の在り方のため小学校における所見欄の見直しに向けた検討を行い、令和5年度から小学校における所見欄の記載を後期のみとしたところでございます。また、小学校、中学校及び特別支援学校において、担任印の押印廃止をいたしました。

次に「12 学校施設の効率的な管理運営」でございます。麻生区内学校施設について、施設や設備の保守点検、清掃等や軽易な修繕等といった維持管理やの業務を一括して委託し、事業者選定及び契約の締結をしたところでございます。

次に「13 学校施設開放での予約システム等の導入」でございます。

学校施設開放について民間提案制度を活用した予約システム及びスマートロックの導入に向けた実証実験及びサウンディング型市場調査を実施するとともに、「学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針」を策定したところでございます。

次の13ページを御覧ください。

「視点2 チーム体制の構築と学校を支える人員体制の確保」の取組でございます。

「1 教育課題に対応した教職員配置の工夫」につきましては、小学校4年生までの35人学級化を実施いたしました。また、専門性の高い教科指導を行い、教育の質の向上及び学級担任の持ちコマ数軽減による負担軽減を図ることなどを目的に、担任制を推進するため、新たに小学校24校に英語専科担当教員を含む教科担任制推進担当教員を配置したところでございます。さらに、前年に引き続き、小学校の学級担任の持ちコマ数の軽減等を図るため、指導方法工夫改善対応教員の一部を専科指導担当教員にさらに振り替えて配置を行ったところでございます。

次に、14ページを御覧ください。

「5 専門スタッフの効果的な配置の継続」につきましては、学校司書の配置拡充とともにスクールカウンセラーにつきましては、全中学校・高等学校に年間2日分の配置拡充を、また巡回スクールカウンセラーについては、小学校に加え、新たに特別支援学校に年間2日分の配置拡充を進めたところでございます。今年度につきましても、学校司書等の配置拡充を進めております。

続きまして、15ページを御覧ください。

「視点3 働き方・仕事の進め方に関する意識改革の推進」の取組でございます。

「1 教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革」につきましては、今年度も、「意識改革につながる研修」を3つの階層で実施しております。特に教務主任等中堅の教職員向けの研修を2回に増やし開催するなど取組の拡充を進めているところでございます。

また、国の勤務実態調査を踏まえ、本市勤務実態調査として、小中学校教員の意識調査として小中学校校長との意見交換会を新たに実施したところでございます。

次に、「4 部活動指導業務の見直しに向けた取組」については、休日の部活動の地域移行に向けた検討として、運動部は中学校4校20部活、文化部は中学校6校6部活において実践研究を実施したところでございます。

続きまして、16ページをお開きください。

「5 ヘルスリテラシー向上の取組」については、産業医を1名増員し、5名体制に拡充したところでございます。また、今年度は長時間勤務者と新規採用教職員を対象に精神保健相談員を

3名増員し7名体制に拡充しているところでございます。

また、「7 学年始休業の変更」については、新年度初日の4月1日から始業日までの平日を最低3日間確保するため、学年始休業変更の試行を実施し、試行を踏まえ管理運営規則を改正しました。

最後になりますが、資料11-2は、御説明したものの本編となっておりますので、併せて御確認いただければと存じます。

今後の流れにつきましては、本日の御審議を経て、8月下旬の市議会文教委員会にも報告する予定でございます。

説明は、以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございます。御質問、御意見等お願いいたします。

では、西井委員。

#### 【西井委員】

御説明ありがとうございます。教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について、令和5年度の進捗とそれから現在進行中の令和6年度の取組について、御報告いただいたわけですが、全体的にただ今御説明いただいた資料、それから本編の詳細資料ですね。資料2ですか。これについて、目を通させていただきましたけども、これは、これで非常に明快で分かりやすいんですが、本来、このそれぞれの施策については、やはり、ボーナス点がどこで、例えば全学校で160数校あって、それに対して、今どこまで来ているんだというようなレビューがあるべき形だと思います。

それによって、先ほど非常に前進はしているものの、まだ80時間超とか、それから45時間オーバーが非常に大きな残業というか超過勤務だという実態とともに、効果がある施策がどの程度進捗しているかというレビューができるのだろうと思います。したがって、これまでこのやり方で進めてこられたので、これについて何か今変えようということは申し上げませんけれども、本来やっぱりインプット型じゃなくて、アウトプット。あるいはもうちょっとアウトカム型で評価をしてほしいなというのが実態です。

3つだけ長くなりますが、申し上げますと、1つは、今御説明いただいた資料ではなく、詳しいほうの2番目の資料の21ページに、留守電の設置のことが書かれていました。これは、報告では令和3年に、この小・中・特別支援学校で全校に留守電を設置されているというふうになっています。ところが、それが十分に活用されているかどうかということについては、たかだかその留守電、ちゃんと留守電は入っているけれども、そこに対する自動音声、録音機能がないがために、そういったことについては、なかなかやっぱり使いにくいという現場の声がございまして。

それから、同じ資料の2つ目の例ですけども、33ページ、34ページ、ここでは、令和5年に小・中全校への教職員事務支援職員さんを、配置をしていただいた。これは非常に高く評価をされておりますけれども、この令和6年は継続するということでやっておりますけれども、学校の実情に合わせて、配置をしたその職員の方はどういう仕事をしていただくのかというものについては、まだまだ要望があるというのが実態ではないかというふうに思います。

それから、三点目は、これは中学校ですけども、3つ目の例としまして、部活動の指導員の

配置の拡充ということについて、進捗について今報告がございましたけれども、これは平成30年に3校、それから徐々に増やしていただいて令和5年には62名というふうに報告されていすけれども、一体何人いれば、中学校のこの部活の顧問、あるいは指導員の方々がいれば、先ほど中学校の教員の方の高残業に関わるテーマに答えを出せるのかという辺りを、ぜひ次回は見られるようにしていただきたいなというふうに思います。

これに関して言うと、募集してもなかなか適所適材での配置ができない、なかなか人が集まらないということがあろうかと思えますけれども、何で集まらないのかというところについては、単にマッチングの問題だけではないのではないかと。つまり、中学校の先生が土曜日に部活対応をしたときの日当。それに対する所要時間。これを割り返すと、時給300円のお仕事をしていると。というところが基準になっているんじゃないか。それによって、募集する顧問の方や指導員の方々も、募集し切れないのではないかとというふうに、私は、そういうような見方をしています。

したがって、単に募集するのではなくて、どういう条件で募集するのかということもしっかり併せて御検討いただき、報告いただきたいと、このように思います。そのように申し上げました。これは、冒頭申し上げましたように、インプット型じゃなくて、アウトプットがどこまで行っているのか、アウトカムがどこまで到達しているのかというところの観点で、このそれぞれの施策を見える化をしていただくようお願いできればありがたいなと思います。

以上です。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございます。コメントありますか。

#### 【大島教育政策室担当課長】

今、西井委員からいただいた投げかけというか、そういったことについても本年度、特に各学校の状況を把握する必要があると思っています。これまで、この2次方針の中で全体の報告をするというような流れの中で、こういう報告をしていたところなんですけれども、各学校の状況というのをやはり把握して、それを何が効果的なのかということも委員がおっしゃったように、そういう方向も、学校ごとに処方じゃないですけども、当て込んでいく必要があるかと思っていますので、そこは今後の教育委員会事務局の課題として認識しております。

内部資料で報告するのか、はたまたその時期、今取り組んでいる方針の中で、そういった評価の仕方をするのかというのは、今後検討させていただきますけれども、そのことは、必要かなと事務局としては考えているところでございます。

あと、留守電のお話がございました。留守番電話につきましても、令和の早い段階で設置はできているところなんですけれども、やはり学校によってその運用がばらばら。例えば、メッセージ機能はあるんだけど、使っていないだとか、切る時間が17時のところもあれば、18時のところもあるだとか、そういったところもありますので、そこはやはり今後時間を統一していくということも課題と認識しているところでございます。

あと、事務支援員の部分につきましては、やはりその学校によって指示するというか、やってくれる内容に偏りがあるということもお聞きしておりますので、そこはやはり、より効果的に先生のヘルプになるような形になっている学校の、そういうよい事例も、ほかの学校にも展開していく必要があるかなと思っています。

部活動の指導員につきましてでございますが、ちょっと私で分からない部分もあるんですけども。では、すみません、ちょっと変わります。

**【末木健康教育課担当課長】**

今、担当課長からお話ありましたが、やっぱり学校現場の状況を知るということは、非常に大切なことかなと思ひまして、本日午前中、私も行ってまいりましたけれども、今の教職員の意見を聞く会というものがございますので、中学校のところは公務の関係で行けなかったのですが、その中で出た意見というのは、共有しているところでございます。

この働き方改革の方針ができた平成30年度の段階では、教員に代わる指導ができる職ということで、この配置をスタートしたわけでございますけれども、これをいつまで続いたら、その教職員の働き方に資するのかというところを踏まえますと、各学校によって部活動の設置数というのは変わってきますけれども、約750近くある部活動に全部に配置をするというのは事実上困難でございますので、部活動改革というのは、この部活動指導員を配置するだけで解決するものではないというふうに認識をしておりますので、今回、ワークショップなどで出た御意見なども参考にしながら、やはり第一義的には生徒のための部活動ということもございまして、それらを踏まえて今後部活動の在り方というのは検討していきたいというふうに考えているところでございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。どうぞ。

**【西井委員】**

率直な御回答をありがとうございます。部活動等については、非常に問題点もお話しいただいたと思いますので、ぜひ善処していただきたい。

指導員が750人、部活動に集め切れないのであれば、中学校の先生方が部活動を続けられるように、ぜひしていただきたい。時給300円で働かせるのは、いかがなものか。このように思います。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

森川委員。

**【森川委員】**

私からは、お願いなんですけども、12ページ10番の通知表に関する検討の、小学校における前期所見欄の廃止が新規に決まったと書いてあるんですけど、どこの学校か分からないんですけど、所見欄がある小学校があるんですよ。保護者の方たちというか、当然横のつながりが、ほかのママとお子様方があるので、あるんだ、うちはないよとなってくるんですね。なのでこれは、そこでやっているからいけないよじゃなくて、そういった事態を起こさないためにも、通知しましたよねという確認を、教育委員会のほうから廃止していますよねという確認をしていただけたらありがたいなと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【小田嶋教育長】

それは、把握していませんよね。どうですか。

【大島教育政策室担当課長】

昨年度の前期の所見欄を、面談を活用した方法に切り替えるというタイミングでしたので、私のほうから去年の年度のはじめに、まだ態度を保留していた学校が数校ございまして、その校長先生に電話をかけて、その後の検討状況はどうでしょうかという確認をさせてもらい、所見欄を前期はやめて、面談方式にしますという確認を取ったので、そこで事務局のほうとしては、全校前期の所見欄の部分については、面談方式に入ったという認識ではいたんですけども、先ほど森川委員のお話ですと、小学校の前期所見欄ということでよろしいでしょうか。後期ですと、あるんですけど。

【森川委員】

後期でなくて、この夏の間のお話です。所見欄があった、なかった。

【大島教育政策室担当課長】

中学校ではなく小学校。

【森川委員】

小学校で。

【小田嶋教育長】

多分、まだ前期が終わっていないので、夏休み前に面談するとき、もしかしたら資料にちょっとしたコメントとかを書いている可能性があるかなと。

【森川委員】

そうですね。何らかの指示があって、これは校長先生のお考えなんじゃないのという話をしているのを耳にしたんですけども、なので、もう一度前期が終わる前に、どこの誰とかでなく確認だけ、1校でも、2校でもやっているところがあると、そこは横のつながりで広がっていくとよくないと思いますので、やっていないほうが悪いみたいな言い方になるのはよくないと思うので、よろしく願いいたします。お手数かけます。

【小田嶋教育長】

では、確認をお願いいたします。

ほかにはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

【田中教育長職務代理者】

すみません。時間がない中、簡単にいきます。

地域との関係、視点1の4番目です。地域住民等との更なる連携の推進と。私は、大賛成で、

とにかく地域と学校が連携して、一緒に子どもを育てること、コミュニティ・スクールの仕組みを中心として、とても重要なことだと思うんですけど、私が出た意見交換会の声では、結構これが負担になっているというような声も出たので、ちょっと気になっているところです。もう一つの詳しい方の資料を見ると、効果があったということが書かれていて、ボランティアの依頼がしやすいとか、学校運営への理解が進んだとかいうのがあるんですけども、この辺りの効果があったかどうかということの調査というのは、何らかの形でしているのでしょうか。アンケートなのか、あるいは聞き取りとか。

それとともに、意見としては、せっかく効果が、うまくやればあると思うので、これからこの地域との連携が先生方の負担になるものではなくて、当然のことながら、軽減するとか、あるいはもっと教育に関する意欲がわくとか、そういうところに効果があるようにしていただきたいと思うんですけど、その辺りいかがでしょうか。現状は。

#### 【大島教育政策室担当課長】

この例の中でも、あえてコミュニティ・スクール、学校運営協議会に令和7年度に向けて全校設置していくといったところで、まさしく取り組んでいるところでございまして、1つの負担感にあるのが、やはり最初つくるときの負担は非常にあるというところは聞いております。やはり、学校、地域によって、うまく回っている学校と今おっしゃったように、例えば、その取組が夜に行っているとか、土曜日に行っていることによって、負担になっているというようなお話も聞いているところですので、その部分については、やはりその学校ごとの取組というのは、確認していく必要があるというところで、今感じたところでございます。

#### 【田中教育長職務代理者】

よろしく申し上げます。西井委員も言われたアウトカムの観点から行けば、本当にこれが先生方にとっていい形で跳ね返ってきているかどうか、そこを確認しながら、できるだけいい効果が得られるように進めていただければありがたいと思います。

もう一つごめんなさい。今回、令和6年なので、もうこれで進んでいくというのでいいわけなんですけど、意見交換会の中では、給食費がやっぱり徴収の仕方が変わったので、非常に軽減されたというのは聞いたんですけど、給食費以外の徴収するお金がとてもたくさんあって、それはすごく負担だという声が聞かれました。ですので、今度令和7年度以降、学校で徴収するお金についての先生方の負担を、やはりそこをまた追及していただけるとありがたいと思います。

以上です。

#### 【小田嶋教育長】

ありがとうございます。ほかにはよろしいですか。

それでは、報告事項No. 8は、終了といたします。

### 報告事項No. 9 川崎市の学校給食の今後の方向性について

#### 【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 9「川崎市の学校給食の今後の方向性について」の説明を、健康給食推進室担当課長、お願いいたします。

**【片山健康給食推進室担当課長】**

それでは、本市の学校給食の今後の方向性について、御説明申し上げます。

報告事項No. 9のファイルをお開きいただき、2ページを御覧ください。

はじめに、本市の学校給食が目指すところでございます。生涯を通じて心身ともに健康で生きがいのある生活を送るために、食は大変重要な要素でございます。しかし、近年、朝食の欠食などの食生活の乱れ、肥満、痩せ過ぎといった課題があり、小中学生の時期から食に関する正しい知識を身につけ、望ましい食生活を実践する習慣をつけていくことが求められております。こうしたことを踏まえ、本市では、学校給食において栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、子どもたちの健康の増進、体位の向上を図るだけでなく、学校給食を生きた教材として体系的・計画的な食育を推進することで、健康的な食生活を実践するための力を育てております。

3ページを御覧ください。目指すところを実現するための手段として、本市では「健康給食」をコンセプトとして、とにかく「おいしい」、自然と「健康」になる、みんなが「大好き」な学校給食を提供しております。

4ページを御覧ください。他都市と比較した本市の学校給食の特徴について、御説明いたします。給食で提供している食材の内容を見ますと、まず、他都市と比べて肉の提供量が大変多い状況でございます。

5ページを御覧ください。比べて、魚介類の提供量は、他都市に比べて若干少なめとなっております。

6ページを御覧ください。野菜につきましては、平均的な量を提供しており、特に中学校では1食平均125g以上を維持しているところでございます。

7ページを御覧ください。果実類につきましては、他都市と比べて非常に少ない状況であることが分かりました。

8ページを御覧ください。以上の状況なども踏まえまして、本市が今後提供したい学校給食と現在の課題でございます。

まず、第1に大事にしていきたいのは、栄養バランスの取れた魅力あるおいしい給食を提供していきたい、ということでございます。

2番目に、成長の過程で様々な食材に慣れることができるように、多様な食材を、自然とたくさん食べられるような献立を提供したいと考えております。

さらに、子どもたちの楽しみや季節を知るための教材として、旬の果物やデザートも、献立にバランスよく取り入れたい、と考えております。

しかしながら、昨今の食材価格の上昇により、将来にわたって望ましい献立を提供していくことが難しくなっております。

9ページを御覧ください。食材料費の状況でございます。

1食当たりの給食費に占める主食、牛乳の割合とおかずの割合をグラフで示しています。給食の基本となる米やパンなどの主食、牛乳の価格が上昇する中で、相対的におかずに使用できる金額が減少しております。さらに、おかずに使う各食材の価格も上昇していることから、使える食

材の数が減ってしまう状況でございます。

10ページを御覧ください。他都市と比べて提供量が少ない魚介類の状況でございます。右下を御覧いただきますと、前回、給食費を改定した直後の平成30年度と比べて、年間での提供回数は減っていないものの、小学校を見ていただきますと、提供している魚の種類が減っていることが分かります。資料上部の表では、平成30年度と比べた価格の比較を載せており、特に灰色の網かけにしているイカや鮭、サワラ等を提供することが難しくなっております。

11ページを御覧ください。果実類の状況でございます。やはり、スイカやメロンなど毎年提供していたものが、今年は提供できなくなっております。

12ページを御覧ください。食材料費を抑制するために工夫している事例を紹介しております。左側は5月の教育委員会でも紹介しておりますが、イカをちくわに変更している例、右側は冷凍みかんの提供を取りやめている例、13ページにまいりまして、鮭をサバに変更している例、右側は肉野菜炒めをチャプチェにして肉の量を減らすなどしているといった例でございます。

14ページを御覧ください。物価高騰への対応として、令和4年度、令和5年度は国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して、保護者負担の軽減を図っております。最終的な決算額では、令和5年度は小学校では一人当たり29円、中学校では34円に相当する額について交付金を充当することにより、保護者負担の軽減を図ってきたところでございます。

15ページを御覧ください。令和6年度の各政令指定都市の小学校給食の、1食当たりの実質的な経費や通常の給食費との差額、その対応状況を示したものです。各政令市におきましても、保護者から徴収する給食費だけでは食材料費が不足する状況となっており、交付金や市費により対応をしているところでございます。

16ページを御覧ください。本市のこれまでの学校給食費の推移を示した表でございます。本市の給食費はこれまで、物価の変動や消費税率の引上げなどがあった際に改定を行ってまいりました。昨今の状況を踏まえますと、現状の学校給食費で将来にわたって給食の質を維持していくことは、困難な状況になっていると言わざるを得ない状況であり、学校給食費の改定も視野に入れざるを得ない状況でございます。

17ページを御覧ください。仮に学校給食費の改定を行う場合、どれぐらいの金額が必要なのか、実際の献立から試算したものです。前回学校給食費を改定した直後の平成30年度と同じ献立を提供しようとした場合、1年間の献立を現在の食材の仕入れ価格で試算したところ、平均して小学校で36円、中学校で42円ほど食材料費が多くかかります。

18ページを御覧ください。次に、消費者物価指数を基に試算したものでございます。

左側のグラフを御覧ください。

前々回給食費を改定した平成21年から前回改定時の直前である平成29年までの消費者物価指数の推移です。平成30年度の改定では、小学校では230円から270円へと値上げしており、これは消費者物価指数のうち、生鮮食品の指数の上昇分に近い額となっております。

右側のグラフを御覧ください。

前回改定時の平成30年から直近の令和6年4月までの消費者物価指数の推移です。同じように生鮮食品の指数の上昇分で試算しますと、小学校では56円、中学校では66円の値上げが必要となります。

19ページを御覧ください。生鮮食品の指数以外にも、総合の消費者物価指数、食料の指数で

試算したものでございます。

令和5年度は交付金により小学校で29円、中学校で34円の上乗せをしていたことや、17ページで御説明した平成30年度と同じものを提供する場合でも小学校で36円、中学校で42円多くかかるといったことを踏まえ、と、「総合」の指数を基準にした額では不足することが分かります。

20ページを御覧ください。こちらは、あくまで推計でございます。今後も物価上昇が同じように続きますと、5年後には小学校、中学校ともに100円以上不足する可能性もございます。

21ページを御覧ください。

学校給食費を改定した場合の影響額でございます。例えば、1食当たり50円の増額をしますと、小学校では年間で9,350円、中学校で8,250円、保護者の負担が増えるものでございます。

22ページを御覧ください。学校給食の質を維持し、将来にわたって「健康給食」の観点から望ましい学校給食を提供し続けるためには、給食費の改定が必要な状況にあると考えております。しかしながら、給食費の改定については保護者への影響もあることから、まずは9月に保護者アンケートを実施することや、市議会などを通じて様々な御意見を伺いながら、今後の対応を進めてまいりたいと考えております。

説明につきましては、以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

西井委員。

#### 【西井委員】

大変丁寧な御説明ありがとうございます。大分御努力をいただいていると思います。

川崎市の食材を調達のところの時系列的な推移もさることながら、各都市間の比較の資料があって、例えば、国産食材にこだわって見ると、全国で唯一いわゆる消費量、需要供給量の多い北海道の札幌市が我が市よりも高い値段で食材を調達しているという資料もございましたので、そういう意味で言うと、川崎市のこの給食に関わっていらっしゃる方々がいかに努力されているかというのがよく分かる資料だなというふうに思います。

今の状況は、大変把握いたしましたけれども、ぜひあと審議をしていただく中で、値上げをせざるを得ないかもしれないけれども、タイミングについては、ぜひ十分な慎重な検討をしていただければありがたいなというふうに思います。非常に話題を提供するタイミングになっているところですが、8月1日の全国知事会での議論も含めまして、加えて東京都が既に無償化、それから横浜についても方針が出されたというふうに聞いておりますので、この両エリアには含まれた川崎市が、どこまでこれを許容できるかということについては、やはり慎重な判断が必要なのではないかというふうに思います。できれば、この先ほどのアンケートの中で言うと、現状をしっかりと保護者の方々にもお伝えいただく中で、近い将来上げざるを得ないけれども、ここはぜひ御理解いただける環境をつくりながら実施をしていきたいので、その間は、例えば市が負担しながらこれでやっていくとか、そういった痛みを伴う中で、どうこの施策を理解をしていただけるような環境をつくるかというのは、まさに腕の見せどころになっているのではないかなという

ふうに思います。

勝手な意見で申し訳ありません。以上です。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

野村委員。

**【野村委員】**

御説明ありがとうございました。御説明の中で、9月頃の保護者向けのアンケートを実施ということがありまして、私も保護者の一人ですので、一体どういう観点でアンケートを取る予定になっているのか、今の時点で分かっているところがありましたら、お聞かせください。

**【片山健康給食推進室担当課長】**

まだちょっとアンケート案としては出来上がってはいないんですけども、川崎市として、健康給食というコンセプトでこの先もやっていきたいと思っているんですけども、保護者の皆さんとしては、どういう給食を提供してもらいたいか。例えば、国産の食材にこだわっているけれども、外国産にしてもいいから、給食費値上げしないでほしいとか、値上げしてもいいから質を落とさないでほしいとか、そういう観点ですとか、あとはせっかくなので、今の給食について満足している点とか、不満に思っている点とか、その辺も含めて広く御意見を伺えればなというふうに思っております。

**【小田嶋教育長】**

はい、どうぞ。

**【野村委員】**

ありがとうございます。保護者の方は、いろんな方がいらっしゃるんで、みんなが同じ考えではないと思いますし、ただ本当に私個人で言うと、家庭でも必ずしも国産の食材で一貫して通しているわけではなくて、家計の予算の中で、みんながおいしく満足に食べられて、健康が維持できて、それぞれ皆さんが何を優先するかといろいろあると思うんですけど、そんなに大きく変わらない何かいい落としどころがアンケートで見つけられるといいなと思うんです。必ず国産にこだわって値上がりしても絶対国産の給食を食べたいというところに行くのか、家庭のお料理と同じように、産地はそれぞれそのときの家計の状態に合わせながら、総合的に満足がいくものが欲しいのか、その辺り落としどころを探っていただいて、こちらが提供したいものということだけでなく、本当に欲しいもの。なぜなら子どもも、親御さんも給食は選べないので、Aプラン、Bプランがありますが、どれで申し込みますかだったら、いろいろあっていいと思うんですけど、これと決められたものは、もう払うしかないんで、それは、本当に負担になってしまっはよくないと思いますから、そこのニーズを丁寧に拾っていただけるようなアンケートをどうぞよろしくお願いします。

**【片山健康給食推進室担当課長】**

ありがとうございます。前回教育委員会会議で、給食費の状況についてお話をさせていただいたときに、やはり国産食材にそろそろこだわらなくてもいいんじゃないかという御指摘を芳川委員からいただきまして、その後ちょっとこちらで検討してきた内容としては、今、お米、牛乳、卵、肉、野菜というのは、国産でという形にしている、ほかの魚とかは、国産のものでは量とか、価格的に仕入れが難しいものというのは、外国産を使っているところなんですけれども、金額を比較してみますと、確かに野菜とかは、中国産とかで比較すると大分安くなったりとか、鶏肉とか、豚肉とかも外国産でいくと、金額的には安くなるということが分かりました。

あとは、こちらで心配しているのは、やっぱり保護者の皆様、何となく外国産って安全なのとか、大丈夫じゃないんじゃないのみたいな漠然とした不安を抱えていらっしゃったり、あるいはもっとはっきりだとか、肉だとかこういう問題がとか、抗生物質を使っているのではないかととか、その辺の何か御不安がどれくらい保護者の皆様は感じていらっしゃるのか、何かそういう要素さえ取り除いてくれば外国産でも別に構わないというふうに思っていたらっしゃるとか、その辺をアンケートの中で聞ければなというふうに思っております。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

芳川委員。

**【芳川委員】**

丁寧な報告ありがとうございました。前回よりもすごく具体的に内容がわかって、とても安心して見ることができました。

国産というお話をしたんですけれども、実は、もうちょっと違うレベルの話もしたいなというふうに思っていて、今の地球の状況を考えていきますと、イワシが食べられないというのは、日本全国の話なんじゃないかなという感じもしていて、これから先どこで獲れるのか分からないという部分もあるような気がするんですね。そうなってくると、国産が外国産がという話ではなくて、地球が変わっている中でお魚の種類も変わってくる可能性があるでしょうし、そうなってくると、確かに食べさせてあげたいというふうにすごく思うし、イワシが大好きな御家庭も家族もいっぱいいると思うんですが、もうちょっと広げて検討する必要は本来あるんじゃないかなというふうにちょっと思っていて、だから現行の食材というのは、すごく大事だと思うんですが、多分これから先の入手困難なものはどんどん出てくるような感じがしていて、そうすると、この私たちが目指している理想と、どんどんかけ離れてくる部分がやっぱり出てくるような感じがするんですね。そこもちょっと予定の中に入れながら、今後の給食を考えていく必要があるのかなというふうに、1つ思いました。

あともう1つ、当然すごく迷われながら、アンケートを取っていくということだったと思うので、ぜひしていただきたいんですが、やっぱりさっきの西井委員と一緒に、時期がとても大事なような気がしていて、今あらゆるものが値上げしている段階ですので、多分、もう値上げとか、あるいは給食費が上がるということだけで耐えられないという大人がいっぱいいるんじゃないかなという気がするんです。そうすると、さっきの周りの市町村の状況は、すぐぱっと頭に浮かんできちゃうと思うので、そういう意味では、どうしても値上げをせざるを得ないときには、例え

ば段階的に考えると、いつからどういうふうな感じにしていくのかとか、やっぱりそれを非常に具体的に計画していかないと、非常に負担がやっぱりとても大きいというふうに、この値段を見ると思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項No. 9は、終了といたします。

**報告事項No. 10 学校給食費の収入状況と債権対策について**

**【小田嶋教育長】**

次に、報告事項No. 10「学校給食費の収入状況と債権対策について」の説明を、健康給食推進室担当課長、お願いいたします。

**【半田健康給食推進室担当課長】**

それでは、「学校給食費の収入状況と債権対策について」、御説明をさせていただきます。

本件は、令和3年度から公会計制度に移行した学校給食費の徴収・管理業務に関して、令和5年度の収入状況を御報告するとともに、今後の債権対策について、御説明させていただくものです。

報告事項No. 10のファイルをお開きください。

1ページを御覧ください。学校給食費の公会計化についてでございます。

令和元年7月、文部科学省の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が公表されたことを受け、本市では、教職員の負担軽減を目的として、令和3年度から学校給食費について、本市の一般会計に組み入れる「公会計制度」を採用しております。

公会計化後の学校給食費につきましては、関係法令等に基づき、川崎市が債権者として徴収・管理業務を行っているところでございます。

右側には、公会計化前後の学校給食費の流れについて、図でお示ししております。

上段は公会計化前、下段は公会計化後の学校給食費の流れをお示ししており、従前は学校の教職員が行っていた徴収事務を、令和3年度からは教育委員会事務局において行うこととしたところでございます。

2ページを御覧ください。令和5年度の収入状況及び債権対策の取組についてですが、令和5年度の学校給食費の収入率は、現年度分で99.41%となっており、前年度と比較して、0.05%の増となりました。本市の学校給食の喫食者数は、約11.2万人となっており、効率的・効果的な債権対策の取組を推進することにより、収入率の向上に努めているところでございます。

ページの左下には、公会計化後の収入状況の推移を、右下には主な債権対策の取組をお示しております。

学校給食費の債権対策の取組は、滞納の発生を未然に防止する取組と、発生した滞納債権の徴

収を強化する取組を両輪として実施しており、具体的には、資料記載のとおり、取組を進めているところでございます。

3 ページを御覧ください。収入未済額の状況についてですが、令和5年度末時点での収入未済額は、約6,317万円で、前年度末と比較して、約1,430万円の増となっております。

左下に滞納者数と収入未済額の推移をお示ししており、オレンジ色の折れ線グラフは、各年度末時点における滞納者数を、また、青色の棒グラフは、各年度末時点での収入未済額をお示ししております。

滞納者数は1,200人前後で推移しておりますが、収入未済額は年々増加しております。

グラフの右側には、学校給食費の債権対策の流れをお示ししております。

納期限を過ぎても学校給食費が支払われない場合には、文書、ショートメール、電話、自宅訪問等により納付催告をしているところですが、繰り返し催告をしても、支払われないケースがあり、こうした再三の催告に応じず、滞納が長期継続化、高額化する者に対しては、学校給食費負担の公平性を担保するため、債権の取立てに関して強制執行などの必要な措置を取る義務がございます。

学校給食費は自力執行権がない私債権であるため、強制執行を行うためには、裁判所が作成する「債務名義」と呼ばれる文書を取得する必要があり、この債務名義を取得するため、支払督促という制度を活用し、滞納が長期継続化、高額化している者に対して、債権の取立てを進めてまいりたいと考えております。

4 ページを御覧ください。支払督促の申立てについてですが、支払督促とは、貸金、立替金などを相手方が支払わない場合、債権者の申立てのみに基づいて裁判所書記官が行う略式の手続きであり、実質的な審査はなく、書類審査のみで裁判所書記官が「支払督促」を送達し、債務者に対し、金銭の支払いを督促するものでございます。支払督促が確定すると、確定判決と同一の効力を有する債務名義を取得し、強制執行が可能になりますが、相手方が異議を申し立てると訴訟手続に移行してまいります。

実際に、本市の学校給食費に関して支払督促手続を実施した場合の流れを、下の図でお示ししております。左側が、給食費の滞納者からの異議申立てがない場合、右側が、異議申立てがある場合となっております。

左側の異議申立てがない場合では、滞納者から異議申立てがなければ、裁判所の審理なく、おおむね2か月程度で債務名義を取得し、強制執行が可能となり、この場合は、議決は不要となっております。

次に、右側の異議申立てがある場合ですが、支払督促の送達を受けて、滞納者から異議申立てがあれば、「民事訴訟法」第395条の規定に基づき、支払督促の申立てを行った時点に遡って訴えの提起があったものとみなされますので、通常の手続に移行してまいります。訴えの提起については、「地方自治法」第96条第1項第12号に規定される議決事項となりますので、訴えの提起に係る議案を議会に提出し、議会の議決が必要となるところでございます。

令和6年度は、滞納額が高額な世帯から5世帯程度を選定し、支払督促の申立てを実施し、令和7年度以降は、令和6年度の実施状況を踏まえ、適切に対象者を選定し、実施件数を増やしてまいりたいと考えております。

滞納者から異議申立てがあった場合には、議案を提出させていただき、議会で御審議をいただく場合が生じてまいりますので、本件について、文教委員会で所管事務報告を行うこととしてお

りまして、本日は、教育委員の皆様にご説明をさせていただいたところでございます。  
説明につきましては、以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

御質問等いかがでしょうか。  
森川委員、どうぞ。

**【森川委員】**

御説明ありがとうございました。なかなか大変なお仕事だと思います。ただ子どもたちの、その該当児童の目にそれが触れないことになったのが、私はとてもいい仕組みだなど、滞納している世帯が、子どもたちの目からは触れないのがいい仕組みだなど思っております。

教えていただきたいんですけども、令和6年度は滞納額が高額な世帯から5世帯程度と書いてありますけども、高額というのは、おいくらぐらいの滞納を。

**【半田健康給食推進室担当課長】**

現在、最高ですと1世帯60万円以上の金額になっております。

**【森川委員】**

御兄弟等々を含めてですよね。きっと。

**【半田健康給食推進室担当課長】**

はい。

**【森川委員】**

ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

芳川委員、どうぞ。

**【芳川委員】**

御報告ありがとうございます。このような支払督促の申立てをしたりとか、あるいはこのような手続を既に行っている市町村とかはございますか。

**【半田健康給食推進室担当課長】**

政令指定都市のうち、本市より早く学校給食費の公会計化を実施している政令指定都市6市全てで支払督促の実施実績がございます。

一番多いのが福岡市でございまして、令和4年度の状況でございまして、こちらが約154件、債権額に対して1,900万円相当の滞納額に対して支払督促を実施してございまして、回収実績としては520万円ほどの回収をしているというふうに報告が出ております。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょう。

西井委員。

**【西井委員】**

ありがとうございます。検討していかなきゃいけないだろうと思いますけれども、先ほど森川さんの聞いたことですが、最初の年度、それからその次の年度というのは、どこで線を引くかというか、5人程度、60万円だからセーフとか、30万円だからセーフとか、そのところの考え方が非常に難しいのではないかと思うんですけども、それはどういうふうにスクリーニングされますか。

**【半田健康給食推進室担当課長】**

支払督促に関しましては、私債権ということでの裁判所に申し立てる手続ということで、本市でははじめての試みということになっておりまして、まずは、裁判所を通して手続を適正に間違いなく円滑に処理できるようなノウハウを構築することが大事だと考えております。

まず、適正に5件程度を実行いたしまして、そこでノウハウが確立されれば、飛躍的に実施件数を増やしていけると考えておりまして、また、やはり対象者の選定につきましては、納付資力があると考えられる世帯で、高額なものから順番に粛々と進めていくべきものというふうに考えております。

**【西井委員】**

ぜひ、先ほど政令指定都市で事例があるというお話でしたので、先に5世帯の方を決めてから、手続に入ってからいろいろ勉強するみたいなことですよね。その辺はちょっとヒアリングされて、どこまでで線を引くかというのは、おおむね決めてからことに当たるといふことのほうが良いような気がします。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 10は、終了といたします。

**報告事項No. 11 学校施設有効活用事業について**

**【小田嶋教育長】**

次に、報告事項No. 11「学校施設有効活用事業について」の説明を、地域教育推進課長、お願いいたします。

**【二瓶地域教育推進課長】**

地域教育推進課でございます。よろしくお願いたします。

報告事項No. 11「学校施設有効活用事業について」、御説明いたします。ファイルナンバー14、報告事項No. 11をお開きください。

はじめに、資料1ページ上段、1番、「これまでの経緯」でございますが、昭和39年度から、学校教育に支障のない範囲で学校施設を市民の方に開放しておりまして、「施設開放」という名で親しまれております。

市民共有の財産として、平日夜間の体育館や、休日ともなれば校庭や体育館は多くの利用に供しておりますけれども、特別教室等は利用頻度が低い状況でございます。

本年2月に、これまでの取組等を踏まえ、「学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針」を策定し、もっと使ってもらう、使いやすくする、みんなで使う、の3つを基本コンセプトとしたところでございます。

まず、2番、「もっと使ってもらうための取組」でございますが、学校が使えることを市民に知ってもらうため、「情報発信の強化」に取り組む必要がございます。情報が分かりやすいものであることが重要となります。

下段左にお示ししているイメージ図のとおり、複数にまたがっている制度や手続を、右のイメージ図のように、できる限り整理・統合し、今後分かりやすいパンフレットを作成するほか、ホームページや市政だより等を活用して、情報を発信してまいります。

資料2ページをお開きください。3番、「使いやすくするための取組」でございますが、現在の利用手続等が上段の灰色でお示ししているとおり、紙による処理が多く、また、鍵の受渡しといった負担も大きいことから、ICTを活用した取組を進めてまいります。

具体的には、クラウド型の予約システムを導入し、手続のオンライン化、また、予約システムから発行される暗証番号で解錠することができるキーボックスを各学校に設置しまして、利用者と学校の間での鍵の受渡しをなくしてまいります。なお、鍵の紛失等に備えて、鍵には、位置情報を確認できるキーホルダーで管理してまいります。

これらの導入効果といたしまして、利便性の向上や、紙の削減だけではなく、学校施設開放運営委員会及び教職員の事務負担の軽減にもつながるものと考えております。

資料に記載はございませんが、当該システムにつきましては、市内5校で試行的に導入し、検証を進めてまいりまして、現在も順調に運用されております。

資料3ページをお開きください。4番、「みんなで使うための取組」でございますが、中段のイメージ図でお示ししているとおり、現在の運営委員会が担っている業務の大半を、今後は予約システム等が担うことになるため、現状の業務委託を見直ししてまいります。

一方で、学校と利用者の顔の見える関係の構築や開放施設の利用調整といった、児童生徒の安全確保や円滑な運営のための役割は引き続き必要であるため、現在の運営委員会を基本とした体制は継続することといたしますが、高齢化等に伴う担い手不足といった課題を抱えていることから、利用者による相互協力を前提とした仕組みへ順次移行し、持続可能なものとしてまいりたいと考えております。

下段にまいりまして、これまで利用調整は各運営委員会に委ねておりましたが、今後は利用者による相互協力を前提とした仕組みへ移行することから、利用調整の基本的な配慮順をお示ししてまいります。

まずは、学区内の子どもを対象とした活動を上位とし、次に学区内の地域活動など、地元の利用に配慮した利用をお示ししております。

資料4ページをお開きください。5番、「使用料の考え方」でございますが、今後は、全ての開放施設に対しまして使用料を設定することとしております。

はじめに、「原価算定の対象経費」でございますが、予約システムの導入等、本事業の運営等に伴う共通経費につきましては、施設の種別を問わず、利用者が公平に負担していただく基礎的な部分とし、利用に伴う水道料や電気料については、現在実施している全校調査の結果等を踏まえて、算出することとしております。

次に、「減免の取扱い」でございますが、現在の制度の考え方を踏襲しまして、減免の対象者は「子どもの健全育成を目的とした団体」及び「障害者の社会参加等を目的とした団体」、減免の対象経費は「夜間校庭の照明を除く電気料」及び「水道料」としております。

次に、資料上段右、「使用料の算出及び設定」でございますが、受益者と公費の負担割合は、本事業と同様の目的を達成するために市民の利用に供している教育文化会館及び市民館等における受益者負担割合を参考としてまいります。

使用料は、施設種別ごとに1時間当たりの料金を算出することとし、とにかく利用者に分かりやすい料金体系としてまいります。

具体的な使用料の額等につきましては、全校調査の結果を踏まえまして、本年11月に改めて御報告させていただきます。

最後に、6番、「令和6年度の主なスケジュール」でございますが、令和7年度からの全校での運用開始に向け、10月に運営委員会向け、12月から1月にかけて各区で利用者向け説明会を開催してまいります。

また、我々地域教育推進課の職員が、適宜、個別の運営委員会にも出席をしながら、説明を重ね、円滑な運用開始に向け、取組を進めてまいります。

説明は、以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

御質問等いかがでしょうか。

西井委員。

#### 【西井委員】

ありがとうございました。いい取組だと思います。1つだけ、さっきビフォーアフターで今後の運営体制という図がありましたが、3ページ。これは、右側のほうで、基本的には利用者で構成と、基本的にはと書いてあるんですけど、学校の教職員が関わることは、あるやなしやという質問をしたら、どういうふうにお答えになりますか。

#### 【二瓶地域教育推進課長】

まず、現状で言いますと、左側になってしまうんですけども、こちらは、利用者もそうなんですけども、例えば、地域の町会長さんであるとか、自治会長さんがその顔役として利用調整に、利用はしていないんですけども、地元の調整という形で来ていただきました。ただ、そうした方も非常に高齢化で、実際にその方たちもおやめになられて、そうした業務が先生の負担になっているという実態があります。それで今の右図のほうにいきますけども、基本的にはその施設を使う方皆さんが、自分の利用のときだけではなくて、やっぱりみんなの学校という形で、利用者の

相互協力というのを求めていきたいというふうに考えています。併せて教職員が今担ってしまっているような事務を、大半がシステムで担うとはいえ、利用者相互の協力の中で、この施設開放の運営というのを回していただきたいと、そのように考えているところです。

以上でございます。

#### 【西井委員】

大変ありがとうございます。そのところは、ぜひはっきりして、学校教職員に負担をかけない形でやるというのを、原則論とかじゃなくて、ぜひ徹底してください。新しい仕組みでやるんだから。これはぜひお願いします。

#### 【小田嶋教育長】

今の5校の試行実施も運営委員会の考え方は、新しい考え方でよろしいですか。それともまた前のやり方を引き継ぐというか。

#### 【二瓶地域教育推進課長】

実証実験で行っている5校については、現行のシステムを引きずっております。ただ我々が学校地域の方にお会いしますと、教頭先生なんかは開口一番に、非常に負担が減ったと、このシステムの導入効果について、お話をいただいております。また地域の方も、非常に予約状況が見える化される。また、先生に例えば夜7時に先生に鍵を借りる。これも先生の勤務時間外になりますので、こういったことがなくなるということから、地域の方々も非常に利便性が高まったと、利用者、それから学校双方とも、そのような声をいただいております。

以上です。

#### 【小田嶋教育長】

野村委員、どうぞ。

#### 【野村委員】

今の先生方の御負担に関するところなんですけれども、先生たちと意見交換会をしてまいりますと、事務負担のところでは軽減されるのかもしれないんですが、現状、その貸し出した後に机の位置とか、物の位置とかが元に戻ってなくて、原状復帰というのですかね。翌日からスムーズに授業を行うに当たっての部分は、利用者の方で完結されていなくて、結局そこが先生方の御負担になっているというお声を聞いております。

この現状というのをどうするのか誰もチェックしに行く人が利用後にいないというところがどうなのかということと、あと私は前から気にしているのは、利用者の方は例えば隠しカメラを設置するとか、潜んだままそのままやろうと思えばできますよね。一晩中潜んでということもできなくはない。そんなこと起きてほしくないですけど、できなくはないという中で、じゃあ、誰が安全の確認作業をするんだということを以前問いかけたときに、用務員さんの方に協力していただくというようなお話もありましたが、その辺りの人手の活用といたらいいでしょうか。どうなっていますでしょうか。

### 【二瓶地域教育推進課長】

まず、原状復帰に関しましては、やはり利用者にしつかりお願いしていくというのが大前提と考えておりますけれども、当日朝等は、学校用務員の方とも協力しながら、原状復帰の確認をしてまいる予定です。ただ、今までは、現状学校の施設開放というのは、システム化されておられませんので、正直我々全て現場任せにしていた実態があります。今後は誰が何時に鍵を開けたか、そのシステムの全部ログが残る形になっておまして、あまり我々利用が非常に学校に支障があるという判断であれば、その利用手続自体をその方を取り消すということも考えていかななくてはならないのかなと思っております。

あともう一点、今回我々が契約した事業者なんですけども、セコムグループが今回落札いただいております。今でも機械警備等が発報すると、学校に駆けつけていただいている状態なんですけども、そのセコムのネットワークを使っただきながら、現場に急行できるような体制も提案を受けておりますので、詳細はまた引き続き契約事業者とも詰めていきたいなというふうを考えております。

### 【小田嶋教育長】

よろしいですか。

はい、どうぞ。

### 【野村委員】

駆けつけていただけるというのは、大変心強く感じています。ただ、駆けつけるという時点で、何かあってからということになってしまうと、本当にそれでは遅い。細かいことを言うようですが、本当に子どもたちに何かあってからでは遅いと思います。

ですから、利用後に教室とか、この利用者の方たちが利用し得るお手洗いとか、見回りをするというのを1つの仕組みとして組み込んでいただかないと、保護者としては不安かなと。定期的に利用するという事は、カメラを仕掛けて、次回収に来るということもできますよね。やはりそういうところで傷つく子が一人もいてほしくないというのは思います。本当にその両立というのは難しいと思うんですけど、お願いベースとか性善説に立ってということがだんだんこの世の中で成立してくるのかなというところもあるので、はじめから割と厳しい目を見て、そして、セコムを入れているということを広報して、利用者の皆さんに一段と気を引き締めていただく。ここは簡単に犯罪を許す場所じゃないんだということを、利用促進だけじゃなくて、その部分も押し出していただきたいなと思います。お願いします。

### 【二瓶地域教育推進課長】

かしこまりました。一点だけ補足させていただきたいと思います。

我々が、学校施設開放をするときに、学校丸ごとをお貸しするというのではなくて、例えば、多目的室であるとか、特別活動室といった形で、普通教室と動線が分離できる場所。それは、例えば、解放シャッターとかセキュリティーが切れる。そうしたところを我々170校全部足で回りまして、現地を確認しております。

また、引き続き学校を教室の定員等もあるものですから、そういった防犯とかの視点を踏まえながら、学校とも相談をしながら開放については、引き続き今の御意見を踏まえながら進めてい

きたいと思います。

ありがとうございました。

**【小田嶋教育長】**

アラームが多分別になっているかなと思うんですけど、施設開放が終わった時点で、また開放部分のアラームは、またセットされるのでしたっけ。

**【二瓶地域教育推進課長】**

今ちょっと事業者とお話ししているのが、施設開放を使うときに、まず地域の方が、アラームを解除します。それは、また最後にセットしていく形になるんですけども、今事業者との調整の中では、その貸し出すお部屋の鍵を取るときにその区画だけアラームが切れるのではないですけども、そうしたちょっと工夫が今後できるんじゃないかなと思っています。やはり、今まで手作業で人工を介していたものが、ある程度システム化によるそういったメリットがちょっと発揮できるんじゃないかなというふうに考えております。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。今のシステムだと大体の他のところは、パッシブセンサーとかで、人が動くとそれで発報するようになっていきますので、アラームが入ったときには。それがそういう形になるのかどうか分かりませんが、アラームがセットされれば、異常があればすぐに発報するような工夫ができるのかなと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

では、これはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 11は、終了といたします。

**報告事項No. 12 中央支援学校高等部分教室の校舎増築について**

**【小田嶋教育長】**

次に、報告事項No. 12「中央支援学校高等部分教室の校舎増築について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長、お願いします。

**【木上教育環境整備推進室担当課長】**

それでは、報告事項No. 12につきまして、御説明申し上げます。ファイルナンバー15、報告事項No. 12のファイルをお開きください。

「1 事業の概要について」でございますが、本事業は、特別支援学校の施設の狭あい化の解消や障害に応じた教育環境の確保のため、中央支援学校高等部分教室の増築等を行うものでございまして、下の表「計画の概要」3段目に記載のとおり、当初の事業費は約21億円となっております。

資料の右側上段にまいりまして、「参考」にある「配置図」を御覧ください。赤く示している建物が、本事業で増築する体育館棟及び増築校舎棟でございます。

資料の左側に戻りまして、「2 完成時期について」でございますが、令和8年4月からの供用

開始に向けて令和6年度、7年度工事の進捗を進めていましたが、令和6年6月の入札が不調となったことにより、供用開始が遅れることとなりました。

建て替えのために体育館は既に解体を終えており、体育館・特別教室の整備の遅れにより、良好な教育環境が確保できない状況が続くなどの学校運営への影響を踏まえ、早期に整備する必要があることから、令和6年度から8年度までの工事として再発注の手続を急ぎ、令和8年9月末の工事完成に向けて調整を進めているところでございます。

下の表「工事工程の概要」につきましては、記載のとおりでございますので、後ほど御確認ください。

「3 事業費の増額について」でございますが、入札不調による事業の開始時期の遅れにより、建築コストの高騰等の影響を受けたことから、事業費全体で約7億円の増額となり、当初の約21億円から約28億円となる見込みでございます。

資料の右側中段にまいりまして、「4 補正予算等について」でございますが、下の表「補正予算の概要」に記載のとおり、事業の開始時期の遅れにより、令和6年第3回市議会定例会に令和6年度予算の減額補正及び債務負担行為変更の議案を提出し、2年目工事予算は令和7年度当初予算に、3年目工事予算は令和8年度予算にそれぞれ計上する予定でございます。

「5 今後のスケジュールについて」でございますが、体育館・特別教室等を早期に整備するため、令和6年度中の契約締結に向けた手続を進め、令和7年第1回市議会定例会に工事の契約議案を提出する予定でございます。

下の表「令和6年度の建築工事の契約に係る主な予定」に記載のとおり、本年10月に入札、11月に仮契約、翌年1月に提出予定の契約議案を教育委員会に報告し、2月に契約議案を令和7年第1回市議会定例会に提出し、3月に契約を締結する予定でございます。

説明につきましては、以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

野村委員。

#### 【野村委員】

御説明ありがとうございます。いち早く環境を整備してあげてほしいところがありますけれども、ちょっと確認で、今この体育館が既に解体を終えておりというところで、実際活動状況とかはどんなふうに対策されているのかだけ、お聞きしていいですか。

#### 【木上教育環境整備推進室担当課長】

体育館は、ここの学校には、聾学校と中央支援高等部の分教室の高等部の方といらっしゃるんですけど、聾学校の子どもたちは、ランチルームという広めのお部屋がありますので、そちらを今使っているところです。

それで、あと高等部分教室の生徒さんたちは、週に1回、溝口に本校がございまして、そちらの体育館にバスで午後いっぱいを使って行って、その後、体育の授業が終わった後部活とかもやられている生徒さんもいらっしゃるの、そういった活動もされているということでございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。  
それでは、報告事項No. 12は、終了といたします。

**報告事項No. 13 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について**  
**報告事項No. 14 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について**

本波教職員人事課担当課長が一括して説明した。  
報告事項No. 13は終了した。  
小田嶋教育長が会議に諮った結果、報告事項No. 14は承認された。

**12 議事事項Ⅱ**

**議案第18号 川崎市幸市民館・川崎市立幸図書館改修基本計画の策定について**

**【小田嶋教育長】**

続いて、議事事項Ⅱに入ります。  
議案第18号「川崎市幸市民館・川崎市立幸図書館改修基本計画の策定について」の説明を、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

**【柿森生涯学習推進課担当課長】**

それでは、議案第18号について、御説明いたします。  
本年5月14日の教育委員会定例会におきまして、本計画案を御説明し、パブリックコメント  
手続等について決定いただきましたが、本日はパブリックコメントの実施結果を踏まえ、本計画  
の決定について、お諮りするものでございます。  
資料につきましては、ファイルナンバー16-1、議案第18号が計画の本編、16-2が計  
画の概要版でございますが、本日は、パブリックコメントの実施結果により御説明いたしますの  
で、ファイルナンバー16-3を御覧ください。  
はじめに、「2 意見募集の概要」でございますが、本年5月30日から7月1日まで意見募集  
を行いました。  
意見の提出方法等は、記載のとおりでございます。  
2ページを御覧ください。「3 結果の概要」でございますが、意見提出数は39通、意見総数  
は172件となっております。  
「4 意見の内容と対応」でございますが、施設・設備の機能等に関する要望や、指定管理者  
制度の導入に関する意見などが寄せられたことから、一部意見を踏まえ、施設の位置付けに関す  
る記述を加筆したほか、所要の整備を行った上で、本計画を策定いたします。  
資料下段の「意見の件数と対応区分」についてでございますが、表のとおり、区分Aの「意見  
を踏まえ反映したもの」が2件、Bの「意見の趣旨が案に沿ったもの」が6件、以下Cが66件、  
Dが95件、Eが3件となっております。

それでは、寄せられた御意見及び本市の考え方について、主なものを御紹介いたします。

3 ページを御覧ください。「5 具体的な意見の内容と本市の考え方」でございますが、「(1) 基本的な考え方全般に関すること」では、20 件の御意見をいただきました。

5 ページを御覧ください。16 番は、「立地について、どのような土地の上にある建物なのか防災的な観点から追記するとともに、その点を考慮した対応が必要であれば、検討してほしい」との御意見に対し、「本市の考え方」として、「第8章に浸水のおそれのある箇所に止水板を設置し、屋外の非常用発電機等については、基礎のかさ上げを行うことを記載していますが、浸水対策を行う必要性を明確にするため、第2章に洪水浸水想定区域内に位置していることを追記しました」としております。

次に、18 番は、「本施設が社会教育施設であることをきちんと書き込んでほしい。社会教育施設であることを最初にうたうべきではないか」との御意見に対し、「本市の考え方」として、「幸市民館及び幸図書館は社会教育施設であることから、施設の法令上の位置付けについて、第1章に追記しました」としております。

6 ページを御覧ください。「(2) 市民館・図書館の施設に関すること」では、116 件の御意見をいただきました。

9 ページを御覧ください。45 番は、「ホールやロビー、中庭の防音対策を実施してほしい」との御意見に対し、「本市の考え方」として、「ホール、ロビー、中庭等については、引き続き必要な防音性能を確保するとともに、利用ルールなど運用面での工夫を行うことにより、快適に利用できる施設づくりを進めていきます」としております。

次に、48 番は、「ホール天井の工事で、音楽専用ホールのように音が反響し過ぎないか心配である」との御意見に対し、「本市の考え方」として、「音響性能を考慮した天井の構造等について検討していくため、今後の設計の中で、音響シミュレーションを行ってまいります」としております。

14 ページを御覧ください。「(3) 市民館・図書館の運営に関すること」では、27 件の御意見をいただきました。

83 番は、「指定管理者制度になることで、利用の制限が厳しくなることが心配である。利用時間、利用方法、料金等、これまでどおりの方法を継続してほしい」との御意見に対し、「本市の考え方」として、「指定管理者制度の導入後においても、民間のノウハウ等を活用しながら、引き続き市民サービスの向上に努め、利用者の視点に立った管理運営や社会教育振興等を進めてまいります」としております。

15 ページを御覧ください。「(4) 工事期間中の運営・対応に関すること」では、6 件の御意見をいただきました。

90 番は、「改修期間が1年以上にもなり、現在幸市民館を使って活動している方々の会場確保が大変難しくなる。社会教育などの活動を行うグループにとって、会場確保が一番大きな問題で、場合によっては活動ができなくなり、グループが解散となる例も多くある。幸市民館の近くにある代替となる会場の情報提供をお願いしたい」との御意見に対し、「本市の考え方」として、「工事期間中の運営・対応については課題として認識していることから、いただいた意見を踏まえ、利用団体の活動継続に必要な支援等について、意見聴取も行いながら検討を進めてまいります」としております。

17 ページを御覧ください。「6 案からの変更点」についてでございますが、御意見を踏まえ

た計画本編の変更点一覧でございまして、変更を反映させた計画本編は、ファイルナンバー16-1となりますので、後ほど御確認ください。

本計画につきましては、本日の教育委員会で計画を決定いただきましたら8月下旬の文教委員会への報告後に公表し、令和6年度中に実施設計に着手、令和8年度から9年度にかけて改修工事を行い、令和10年4月に供用開始の予定となっております。

説明につきましては、以上でございます。

御審議の程、よろしく願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

御質問等がございましたら、お願いします。

田中委員。

**【田中教育長職務代理者】**

どうも御説明ありがとうございました。

今、御説明いただいた中の最後のほうの、6番、案からの変更点というところで、1番目、社会教育施設という点についてなんですけども、社会教育法に基づく社会教育施設である「公民館」機能に加えて、ホールやギャラリーを備えた施設ですというのは、要は単に社会教育法で規定された公民館だということではなく、それを含め、さらに広いというか、大きな機能を持った施設だったという意味ですよね。

**【柿森生涯学習推進課担当課長】**

はい、という趣旨の施設でございます。

**【田中教育長職務代理者】**

これは幸市民館が、今回こういう計画の中で、パブコメで出てきた意見があるので、こう書いたということだと思うんですけど、しかし他の市民館も当然そうであるということが、これによって保証されるというか、そうなんだということが明らかにできると思うんですが、そういう考え方でよろしいですか。

**【柿森生涯学習推進課担当課長】**

そうです。ちょっと今回もともと最初からこういう書き方をすべきだったという部分、反省はございますけれども、これ以外にも、川崎市民館・労働会館ですとか、今後の新宮前市民館、鷺沼に移転するところにつきましても、やはりこの辺の部分は、盛り込んでいる部分もありますし、今後さらにこういう部分も入れていく必要があると考えていますので、保証されるものと考えてございます。

以上でございます。

**【田中教育長職務代理者】**

ありがとうございました。というのは、今の市民館の条例は、必ずしも社会教育法に規定される公民館というふうには書いていないと思うんですね。川崎市としては公民館だと、ずっと言い続

けてきたと思うんですけど、法制度上明確にしていけないというのがずっと気になっていたんですが、この計画にこの文書が入ることは、とても大きいように感じていて、行政の正式文書でこれを宣言するというのはとても重要な気がしました。ありがとうございます。

**【柿森生涯学習推進課担当課長】**

ありがとうございました。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第18号につきましては原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

**【各委員】**

<挙手>

**【小田嶋教育長】**

全員挙手です。よって本件は、原案のとおり可決されました。

### 13 閉会宣言

**【小田嶋教育長】**

以上を持ちまして、本日の定例会は、終了といたします。

(18時10分 閉会)